

## 第20回子ども・子育て会議次第

令和元年10月29日（火）

午後3時～午後5時

多可町役場3階 特別会議室

### 1. 開 会

### 2. 会長あいさつ

### 3. 協議事項

1) 一時預かり事業（幼稚園型）料金改正（案）について・・・資料1

2) 第二期量の見込み・確保方策について・・・資料2

3) 第二期子ども・子育て支援事業計画（令和2年度～6年度）（素案）について  
・・・資料3

### 4) その他

### 4. その他

1) 次回の会議開催予定 第21回子ども・子育て会議

日 時 令和元年12月3日（火）午後3時～午後5時

場 所 多可町役場3階 特別会議室

# 一時預かり料（幼稚園型）について（案）

資料 1

◆来年度から一時預かり料金（幼稚園部を利用している児童）を見直したい。

## ■一時預かり料金について

※幼稚園部を利用している児童

幼稚園および認定こども園に教育利用で在籍する児童で、通常の利用時間を超えて預かり（保育）を利用した場合の利用料

### 現行

認定こども園等の幼稚園部を利用している家庭の利用料平日 1 人 1 時間当たり 100 円、日額上限 500 円とする。

教育課程に係る教育が行われない日は、5 時間以内の場合 500 円、5 時間を超える場合 1,000 円

### 改正（案）

認定こども園等の幼稚園部を利用している家庭児童の利用料平日 1 人 1 時間当たり 100 円。~~日額上限 500 円とする。~~ただし、午後 6 時 30 分から午後 7 時までの児童の利用料は 1 人当たり 1 回 250 円。

~~教育課程に係る教育が行われない日は、5 時間以内の場合 500 円、5 時間を超える場合 1,000 円~~

### 改正前

認定区分	7:30	8:30	13:30	16:30	18:30	19:00
1号認定 (教育標準)	100円/h	教育時間	平日 1 時間当たり 100 円、日額の上限 500 円 教育が行われない日は、5 時間以内 500 円、 5 時間超は 1,000 円			

### 改正後

#### ◎預かり料（月～金）

認定区分	7:30	8:30	13:30	16:30	18:30~19:00
1号認定 (教育標準)	100円/h	教育時間	100円/h		250円/回 (月額上限 3,000 円)

#### ◎預かり料（土・長期休業・幼稚園部休業日）

認定区分	7:30~	18:30~19:00
1号認定 (教育標準)	100円/h	250円/回 (月額上限 3,000 円)

令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

1 教育・保育に関する量の見込みと確保方策

市町名 多可町

(1) 総括表

資料2

量の 見込み	2020年度	2021年度															2022年度																					
		2号					3号					2号					3号					2号					3号											
		1号	学校教育の 利用希望	その他	計	0歳児	1・2歳児	計	1号	学校教育の 利用希望	その他	計	0歳児	1・2歳児	計	1号	学校教育の 利用希望	その他	計	0歳児	1・2歳児	計	1号	学校教育の 利用希望	その他	計	0歳児	1・2歳児	計									
本市町の子ども(①)	92	0	276	276	29	119	148	83	0	250	250	29	120	149	△9	0	△26	△26	0	1	1	76	0	228	228	28	121	149	△7	0	△22	△22	△1	1	0			
(他市町の子ども)(②)	(0)	(0)	(7)	(7)	(2)	(4)	(6)	(0)	(0)	(8)	(8)	(2)	(4)	(6)	(0)	(0)	(1)	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(8)	(8)	(2)	(4)	(6)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)			
特定教育・ 保育施設	本市町の子ども	認定こども園	95	0	276	276	36	121	157	95	0	275	275	36	121	157	0	0	△1	△1	0	0	0	95	0	275	275	36	121	157	0	0	0	0	0	0	0	
		保育所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	(他市町の子ども)	認定こども園	(0)	(0)	(7)	(7)	(1)	(3)	(4)	(0)	(0)	(8)	(8)	(1)	(3)	(4)	(0)	(0)	(1)	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(8)	(8)	(1)	(3)	(4)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	
		保育所	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	
		幼稚園	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	
	特定地域 型保育事業	本市町の子ども	小規模保育	0	0	0	0	2	5	7	0	0	0	0	2	5	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	5	7	0	0	0	0	0	0	0
			家庭的保育	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			居宅訪問型保育	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		(他市町の子ども)	小規模保育	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)	(1)	(2)	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)	(1)	(2)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)	(1)	(2)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
家庭的保育			(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	
居宅訪問型保育			(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	
その他		本市町の子ども	新制度に移行しない幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			幼稚園及び預かり保育等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			企業主導型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		(他市町の子ども)	新制度に移行しない幼稚園	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
	幼稚園及び預かり保育等		(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	
	企業主導型保育事業		(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	
	本市町の子ども計(③)	95	0	276	276	38	126	164	95	0	275	275	38	126	164	0	0	△1	△1	0	0	0	95	0	275	275	38	126	164	0	0	0	0	0	0	0		
	(他市町の子ども計)(④)	(0)	(0)	(7)	(7)	(2)	(4)	(6)	(0)	(0)	(8)	(8)	(2)	(4)	(6)	(0)	(0)	(1)	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(8)	(8)	(2)	(4)	(6)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)		
	差引	3	0	0	0	9	7	16	12	0	25	25	9	6	15	9	0	25	25	0	△1	△1	19	0	47	47	10	5	15	7	0	22	22	1	△1	0		
	(他市町の子ども)(④-②)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)		

**【量の見込みの算出方法等】**

今後の児童の見込数から昨年度実施した、子ども・子育て支援に関するニーズ調査の結果と現在の年齢毎の入園児童割合及び令和元年10月からの保育料無償化により0～2歳児の入園割合を増やして算出。

現在(4月1日)	今後見込(4月1日)
・0歳児入園児率 14.5%	→ ・0歳児入園児率 20.0% 4月以降の途中入園児を月1名増で計算。4月1日時点より12名増で算出。
・1歳児入園児率 63.0%	→ ・1歳児入園児率 65.0%
・2歳児入園児率 65.0%	→ ・2歳児入園児率 75.0%
・3歳児入園児率 97.3%	→ ・3歳児入園児率 98.0% 幼稚園部の利用人数は、3歳以上の入園児の25%で算出。 残り75%は保育園部。 他市町への委託については、過去の実績を基に算出。
・4歳児入園児率 93.0%	→ ・4歳児入園児率 99.0%
・5歳児入園児率 100.0%	→ ・5歳児入園児率 100.0%

**【待機児童の解消の考え方】**

当町の今後の児童数等ニーズ調査の結果等から現計画策定時点では待機児童は、発生しないと推測します。

1 教育・保育に関する量の見込み

市町名 多可町  
(1) 総括表

量の見込み	市町名	2023年度									差引 (2023-2022)						2024年度									差引 (2024-2023)											
		1号			2号			3号			1号			2号			3号			1号			2号			3号			1号			2号			3号		
		1号	学校教育の利用希望	その他	計	0歳児	1・2歳児	計	1号	学校教育の利用希望	その他	計	0歳児	1・2歳児	計	1号	学校教育の利用希望	その他	計	0歳児	1・2歳児	計	1号	学校教育の利用希望	その他	計	0歳児	1・2歳児	計	1号	学校教育の利用希望	その他	計	0歳児	1・2歳児	計	
量の見込み	自市町の子ども (①)	66	0	198	198	27	117	144	△ 10	0	△ 30	△ 30	△ 1	△ 4	△ 5	66	0	198	198	27	112	139	0	0	0	0	0	△ 5	△ 5								
	(他市町の子ども) (②)	(0)	(0)	(8)	(8)	(2)	(4)	(6)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(8)	(8)	(2)	(4)	(6)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)								
確 保 方 策	特定教育・保育施設	自市町の子ども	95	0	275	275	36	121	157	0	0	0	0	0	0	95	0	275	275	36	121	157	0	0	0	0	0	0	0								
		認定こども園	95	0	275	275	36	121	157	0	0	0	0	0	0	95	0	275	275	36	121	157	0	0	0	0	0	0	0								
		保育所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0								
		幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0								
	(他市町の子ども)	(0)	(0)	(8)	(8)	(1)	(3)	(4)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(8)	(8)	(1)	(3)	(4)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)								
	特定地域型保育事業	自市町の子ども	0	0	0	0	2	5	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	5	7	0	0	0	0	0	0								
		小規模保育	0	0	0	0	2	5	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	5	7	0	0	0	0	0	0								
		家庭的保育	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0								
		居宅訪問型保育	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0								
	(他市町の子ども)	(0)	(0)	(8)	(8)	(1)	(3)	(4)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(8)	(8)	(1)	(3)	(4)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)								
	その他	自市町の子ども	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0								
		新制度に移行しない幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0								
幼稚園及び預かり保育等		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0									
企業主導型保育事業		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0									
(他市町の子ども)	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)	(1)	(2)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)	(1)	(2)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)										
差引	自市町の子ども計 (③)	95	0	275	275	38	126	164	0	0	0	0	0	0	95	0	275	275	38	126	164	0	0	0	0	0	0										
	(他市町の子ども計) (④)	(0)	(0)	(8)	(8)	(2)	(4)	(6)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(8)	(8)	(2)	(4)	(6)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)										
	自市町の子ども (③-①)	29	0	77	77	11	9	20	10	0	30	30	1	4	5	29	0	77	77	11	14	25	0	0	0	0	5	5									
	(他市町の子ども) (④-②)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)										

2 地域子ども・子育て支援事業に関する量の見込みと確保方策

(1) 地域子育て支援拠点事業

市町名 多可町

年度	2020年度		2021年度		2022年度		2023年度		2024年度		差し引き
	量の見込み	人員	量の見込み	人員	量の見込み	人員	量の見込み	人員	量の見込み	人員	
量の見込み	地域子育て支援拠点事業	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	0
	その他	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0
計	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	0
確保方策	量的な考え方	平成31年4～7月実績を基に0～2歳の児童人口の減少率をかき算出している。量の見込みを算出している。									
	質的な考え方	平成31年4～7月実績を基に0～2歳の児童人口の減少率をかき算出している。量の見込みを算出している。									

※ 「その他」には、地域子育て支援拠点事業以外の取組（地方単独事業を含む。）の箇所数を記入すること。

(2) 利用者支援事業

年度	2020年度		2021年度		2022年度		2023年度		2024年度		差し引き
	量の見込み	人員	量の見込み	人員	量の見込み	人員	量の見込み	人員	量の見込み	人員	
量の見込み	基本型	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0
	特定型	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0
計	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0
確保方策	量的な考え方	健康課で、平成30年11月1日から母子保健型を開始。									
	質的な考え方	健康課で、平成30年11月1日から母子保健型を開始。									

※ 「その他」には、利用者支援事業以外の取組により対応するもの（自治体窓口による行政サービスを含む。）の箇所数を記入すること。

(3) 一時預かり事業（幼稚園型）※幼稚園型IIを除く

年度	2020年度		2021年度		2022年度		2023年度		2024年度		差し引き
	量の見込み	人員	量の見込み	人員	量の見込み	人員	量の見込み	人員	量の見込み	人員	
量の見込み	1号認定による利用	3,199 人日	2,993 人日	2,802 人日	2,567 人日	0					
	2号認定による利用	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0
計	3,199 人日	2,993 人日	2,802 人日	2,567 人日	0						
確保方策	量的な考え方	平成30年度の実績から0～5歳の児童人口の増加率を基に算出。									
	質的な考え方	平成30年度の実績から0～5歳の児童人口の増加率を基に算出。									

(4) 一時預かり事業（幼稚園型以外）

年度	2020年度		2021年度		2022年度		2023年度		2024年度		差し引き
	量の見込み	人員	量の見込み	人員	量の見込み	人員	量の見込み	人員	量の見込み	人員	
量の見込み	一時預かり事業（幼稚園型以外）②	361 人日	341 人日	322 人日	294 人日	294 人日	294 人日	294 人日	289 人日	289 人日	△5
	保育所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	0
確保方策	量的な考え方	平成301年度の実績から0～5歳の児童人口の増加率を基に算出。									
	質的な考え方	平成301年度の実績から0～5歳の児童人口の増加率を基に算出。									

(5) 病児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）

年度	2020年度		2021年度		2022年度		2023年度		2024年度		差し引き
	量の見込み	人員	量の見込み	人員	量の見込み	人員	量の見込み	人員	量の見込み	人員	
量の見込み	病児保育事業②	73 人日	69 人日	65 人日	60 人日	60 人日	60 人日	60 人日	58 人日	58 人日	△2
	病児対応型	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	0
確保方策	量的な考え方	平成30年度の実績を人口の増減率を基に算出。									
	質的な考え方	平成30年度の実績を人口の増減率を基に算出。									

(6) 子育て援助活動支援事業（就学後）

年度	2020年度		2021年度		2022年度		2023年度		2024年度		差し引き
	量の見込み	人員	量の見込み	人員	量の見込み	人員	量の見込み	人員	量の見込み	人員	
量の見込み	子育て援助活動支援事業	50 人日	120 人日	140 人日	170 人日	140 人日	170 人日	200 人日	200 人日	200 人日	30
	具体的な考え方	週1名程度利用予定で計画。	月平均1.0名程度利用予定で計画。	週1名程度利用予定で計画。	月平均1.0名程度利用予定で計画。	週1名程度利用予定で計画。	月平均1.0名程度利用予定で計画。	週平均4名程度利用予定で計画。	週平均4名程度利用予定で計画。	週平均4名程度利用予定で計画。	30
確保方策	量的な考え方	平成30年度の実績を人口の増減率を基に算出。									
質的な考え方	平成30年度の実績を人口の増減率を基に算出。										

2 地域子ども・子育て支援事業に関する量の見込みと確保方策

市町名 多可町

(7) 放課後児童健全育成事業

年	度	2020年度		2021年度		2022年度		2023年度		2024年度	
		児童数	差し引き	児童数	差し引き	児童数	差し引き	児童数	差し引き	児童数	差し引き
量の見込み	小学校1年生	90人	-7人	83人	78人	86人	8人	59人	-27人		
	小学校2年生	88人	-3人	85人	79人	74人	-5人	81人	7人		
	小学校3年生	58人	-7人	51人	49人	46人	-3人	43人	-3人		
	小学校4年生	26人	5人	31人	28人	27人	-1人	15人	-12人		
	小学校5年生	16人	-2人	14人	16人	14人	-2人	14人	0人		
	小学校6年生	5人	0人	5人	4人	5人	1人	4人	-1人		
	計(①)	283人	△14人	269人	254人	252人	△2人	216人	△36人		
確保方策	既存分 (~R1)	児童数 施設数 支援の単位	△14人	269人 5か所 0支援	260人 5か所 0支援	260人 5か所 0支援	0人 0か所 0支援	260人 5か所 0支援	0人 0か所 0支援		
	新設・拡充 分 (R2以降)	児童数 施設数 支援の単位	0人	0人 0か所 0支援	0人 0か所 0支援	0人 0か所 0支援	0人 0か所 0支援	0人 0か所 0支援	0人 0か所 0支援		
	計(②)	児童数 施設数 支援の単位	△14人	269人 5か所 0支援	260人 5か所 0支援	260人 5か所 0支援	0人 0か所 0支援	260人 5か所 0支援	0人 0か所 0支援		
	差引(②-①)		0人	0人	6人	8人	2人	44人	36人		

2 地域子ども・子育て支援事業に関する量の見込みと確保方策

市町名	多可町
-----	-----

(8) 妊婦に対する健康診査

年度 見込み	2020年度		2021年度		2022年度		2023年度		2024年度	
	人 数	回								
実施場所	各医療機関									
実施体制	2人	2人	2人	2人	2人	2人	0人	0人	2人	2人
検査項目	6項目									
実施時期	通年									
差し引き	△3人	△35回	△3人	△35回	△3人	△34回	△3人	△32回	△3人	△31回
差し引き	74人	793回	77人	824回	80人	856回	77人	824回	74人	793回
差し引き	△3人	△31回								

※ 人数は、当該年度中に健診を受けることが見込まれる妊婦の実人数を記載する。  
また、妊娠期間の関係で2ヶ年度にわたり健診を受ける場合は、各年度にそれぞれ「1」を計上する。

(9) 乳児家庭全戸訪問事業

年度 見込み	2020年度		2021年度		2022年度		2023年度		2024年度	
	人 数	回								
実施体制	2人	2人	2人	2人	2人	2人	0人	0人	2人	2人
実施機関	多可町役場 健康課									
委託団体等										
差し引き	△4人	0人	△4人	0人	△5人	0人	△4人	0人	△4人	0人
差し引き	125人	2人	121人	2人	116人	2人	112人	2人	107人	2人
差し引き	△5人	0人	△5人	0人	△5人	0人	△4人	0人	△5人	0人

(10) 養育支援訪問事業

年度 見込み	2020年度		2021年度		2022年度		2023年度		2024年度	
	人 数	回								
実施体制	2人	2人	2人	2人	2人	2人	0人	0人	2人	2人
実施機関	多可町役場 健康課									
委託団体等	多可町社会福祉協議会									
差し引き	△2人	0人	△2人	0人	△1人	0人	△2人	0人	△2人	0人
差し引き	39人	2人	37人	2人	36人	2人	34人	2人	33人	2人
差し引き	△2人	0人	△2人	0人	△1人	0人	△2人	0人	△2人	0人

(11) 子育て短期支援事業（短期入所生活支援事業）

年度 見込み	2020年度		2021年度		2022年度		2023年度		2024年度	
	人 数	回								
実施体制	2人	2人	2人	2人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
実施機関	多可町 ことども未来課									
委託団体等	播磨同仁学院 他7施設									
差し引き	△2人	0人								
差し引き	42人	2人	40人	2人	38人	0人	36人	0人	34人	0人
差し引き	△2人	0人								

3 児童数の見込み（0～11歳）

年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	差し引き
0歳	86人	84人	80人	77人	75人	△3人
1歳	82人	85人	83人	79人	76人	△4人
2歳	87人	86人	89人	87人	83人	△4人
3歳	127人	87人	86人	89人	87人	△2人
4歳	118人	130人	89人	88人	91人	3人
5歳	127人	119人	131人	90人	89人	△1人
6歳	140人	130人	122人	134人	92人	△42人
7歳	146人	141人	131人	123人	135人	12人
8歳	165人	145人	140人	130人	122人	△8人
9歳	137人	165人	145人	140人	130人	△10人
10歳	162人	135人	162人	142人	137人	△5人
11歳	157人	161人	135人	162人	142人	△20人
計	1,534人	1,468人	1,393人	1,341人	1,259人	△82人

【児童数の算出方法】  
平成26年度～平成30年度の出生数を基にコホート方式及び近年の転入、転出状況を考慮して算出。

**第二期多可町子ども・子育て支援事業計画  
令和2年度～令和6年度  
【素案】**

**令和元年 10 月**

**多 可 町**

# 目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の法的位置づけ	2
3 計画の期間	2
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状	3
1 多可町の概要	3
（1）地勢と位置	3
（2）土地利用	3
2 統計からみた現状	4
（1）総人口と年少人口の推移	4
（2）子どもがいる世帯数の推移	5
（3）核家族世帯数の推移	5
（4）出生の動向	6
（5）婚姻の動向	7
（6）女性の社会進出と育児の課題	7
（7）就学前児童の保育等の状況の変化	8
3 ニーズ調査からみた現状	10
（1）多可町子育てふれあいセンターの利用状況	10
（2）子育て世代包括支援センターの利用意向	11
（3）居住地域の子どもの遊び場について感じる事	12
（4）居住地域で子どもが巻き込まれる事故や犯罪が増加していると感じるか	12
（5）平日の「定期的な」幼稚園・保育施設等の利用状況	13
（6）土曜日と日曜日・祝日の、定期的な教育・保育事業の利用希望	14
（7）子どもが病気やケガをしたときの対応について	15
（8）小学校での放課後の過ごし方・過ごさせ方の希望	15
（9）母親の就労状況	16
第3章 基本理念	17
1 基本理念	17
2 目指す子どもの像	18
3 施策体系	19

第4章 施策の展開	20
《重点目標》子ども・子育て支援事業の整備・実施	20
(1) 教育・保育事業の提供	21
(2) 地域子ども・子育て支援事業の提供	23
(3) 教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保	34
(4) 子育てのための施設等利用給付の円滑実施の確保	34
〈基本目標1〉地域における子育て・親育て	35
(1) 世代間交流の充実	35
(2) 体験を通じた学びの場の提供	36
(3) 地域交流を通じた学びの場の提供	37
(4) 子どもや保護者の自主的な活動の充実・支援	38
(5) 親教育の場の提供	39
〈基本目標2〉子どもの健やかな育ちを支える環境づくり	40
(1) 小児医療等の充実	40
(2) 妊産期から乳幼児期までの健康づくり支援	41
(3) 相談支援	43
(4) 食育の推進	44
〈基本目標3〉子どもが安心・安全に成長できる環境づくり	45
(1) 地域防犯力の向上	45
(2) 安全な環境づくりの推進	47
〈基本目標4〉ワーク・ライフ・バランスの推進	48
(1) 男女共同参画への啓発	48
(2) 仕事と子育ての両立支援	49
〈基本目標5〉さまざまな家庭の状況に応じたきめ細やかな支援の推進	50
(1) 子どもの権利擁護・児童虐待防止	50
(2) 障がいのある子どもと家庭への支援	51
(3) 家庭の経済状況等に関わらず、子どもが健やかに育つための支援	53
第5章 実現方策	55
1 推進体制の確立	55
2 情報提供・周知	55
3 広域調整や県との連携	55
4 進行管理	55

第6章 資料編	56
1 平成30年度子ども・子育て支援にかかるニーズ調査結果の概要	56
(1) 調査の目的	56
(2) 調査の概要	56
2 多可町子ども・子育て会議委員名簿	57
3 多可町子ども・子育て会議の経過	58



# 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

子どもは、次の時代を担うかけがえのない宝物であり、これからのまちをつくる貴重な存在です。社会の希望であり未来をつくる力である子どもが安心して育つことができる環境、安心して子どもを生み育てることのできる環境を整備していくために、社会全体で子育てを支えていくことが重要です。

しかしながら、近年の出生数の減少や出生率の低下に伴う少子化の進行、家族構成の変化や地域のつながりの希薄化によって、多くの子育て家庭が子育てへの不安感や孤立感を抱いている現状があります。

国では、子育てしやすい環境を地域や社会全体で支援し構築することを目的とした「子ども・子育て関連3法」が平成24年8月に成立しました。この3法に基づいて平成27年度から施行される新たな子育て支援の仕組み、「子ども・子育て支援新制度」では、(1)質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、(2)保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、(3)地域の子ども・子育て支援の充実、が目指されることとなっています。また、「子ども・子育て支援法」では、都道府県及び市区町村に、「子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務づけられています。

また、「子ども・子育て支援法」では、都道府県及び市町村は、中長期的な視点で子ども・子育て支援施策を推進すべく「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、計画的に事業を進めることを求めています。次代の社会を担う子どもの健全な育成のための「次世代育成支援対策推進法」が令和7年3月31日まで延長され、子ども・子育て支援法と併せて、より手厚い次世代育成支援対策が推進されます。

さらに、平成26年1月に施行された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」では、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、すべての子どもが心身ともに健やかに育成され、教育の機会均等が保障され、子ども一人ひとりが夢や希望を持つことができるようにするため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目指しています。平成26年8月に策定された「子供の貧困対策に関する大綱」では、「教育の支援」「生活の支援」「保護者に対する就労の支援」「経済的支援」を4つの柱として、子どもの貧困対策を総合的に推進することとしています。

多可町（以下「本町」という。）においては、平成17年3月に「多可町次世代育成支援対策推進行動計画」、平成27年3月に「多可町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、これらの計画に沿って、子育て支援を行ってきました。こうした取り組みによって、合計特殊出生率の増加がみられますが、出生数は年々減少の一途をたどっています。また、女性の社会進出に伴い育児世代の女性が労働力として求められており、子育てと就労の両立や地域ぐるみで子育てをしやすい環境づくりを進めることが、社会的な課題となっています。

このような現状をふまえ、本町では、子どもたちにとってふさわしい幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的・一体的に推進していくため、「第二期多可町子ども・子育て支援事業計画」(以下「本計画」という。)を策定しました。

## 2 計画の法的位置づけ

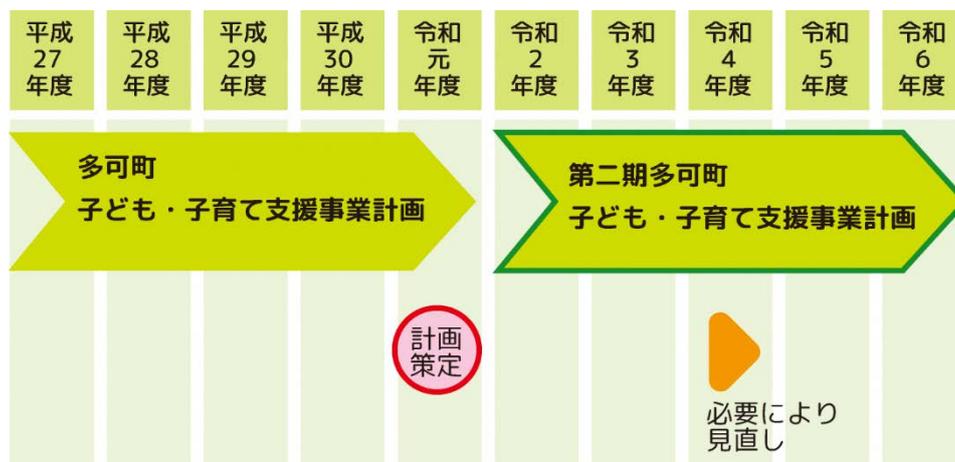
本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づき、基本指針に即して、5年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保、その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画として定められるものです。

本計画の策定にあたっては、「第2次多可町総合計画（2017-2026）」や「多可町教育ビジョン（2011-2020）」、関連の分野別計画との整合を図るとともに、「多可町母子保健計画」及び「子どもの貧困対策計画」を包含した計画として位置づけます。



## 3 計画の期間

本計画は、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とします。



# 第2章

## 子ども・子育てを取り巻く現状

### 1 多可町の概要

#### (1) 地勢と位置

本町は、平成 17 年 11 月 1 日に旧中町、旧加美町、旧八千代町の 3 町が合併して誕生した町です。

兵庫県の東播磨地域の内陸部に位置し、北は丹波市、朝来市、東は丹波市、南は西脇市、加西市、西は神崎郡神河町、市川町にそれぞれ接しています。東西 13 km、南北 27 km、総面積 185.19 km<sup>2</sup>を有し、直線距離で神戸まで約 45 km、大阪まで約 70 km の距離にあります。

地勢的には、周囲を中国山地（三国岳、千ヶ峰、笠形山、竜ヶ岳、篠ヶ峰など）の山々に囲まれ、三国岳を源とする杉原川が加美区、中区の中央部を貫流し、笠形山を源とする野間川が八千代区の中央部を南流し、西脇市において県下最長の加古川と合流して瀬戸内海に流れています。

気候は、瀬戸内気候の影響を受けて穏やかですが、中国地方の背陵地帯として内陸性気候の影響も受け、寒暖の差が比較的大きくなっています。

交通条件は、西脇市で国道 175 号と分岐した国道 427 号が多可町中区、加美区を縦断し、八千代区では県道西脇八千代市川線、多可北条線、加美八千代線が通り、中国自動車道滝野社 IC や加西 IC と接続しています。

公共交通は、神姫バスの定期路線があり、コミュニティバス（中区から西脇市駅）の運行も行われています。

#### (2) 土地利用

本町の総面積は 185.19 km<sup>2</sup>で、山林面積が約 149 km<sup>2</sup>で町全体の約 8 割を占め、宅地と田畑の割合が約 1 割となっています。

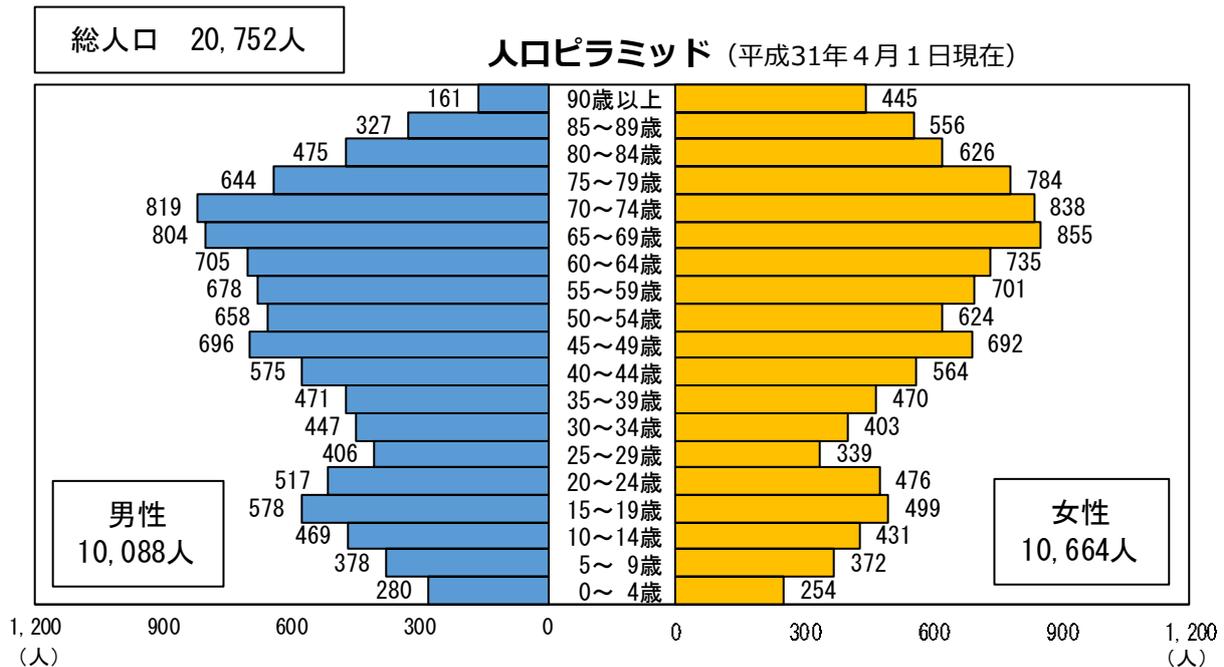


## 2 統計からみた現状

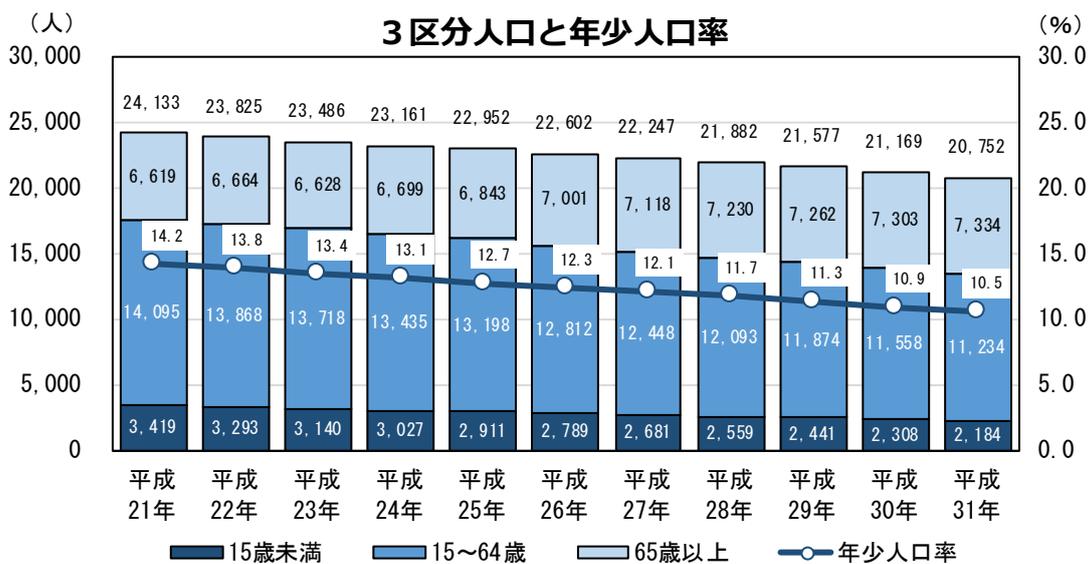
### (1) 総人口と年少人口の推移

本町の人口ピラミッドは、年齢階層別では男女ともに「65～74歳」の階層の人口が多く、「25～29歳」の子育て世代の若者や「0～4歳」の子どもの人口が少ないことがわかります。

また、年齢3区分別人口の推移をみると、「0～14歳」の年少人口は減少傾向で推移していますが、「65歳以上」の高齢者人口は増加傾向で推移しており、少子高齢化の進行がうかがえます。



資料：住民基本台帳

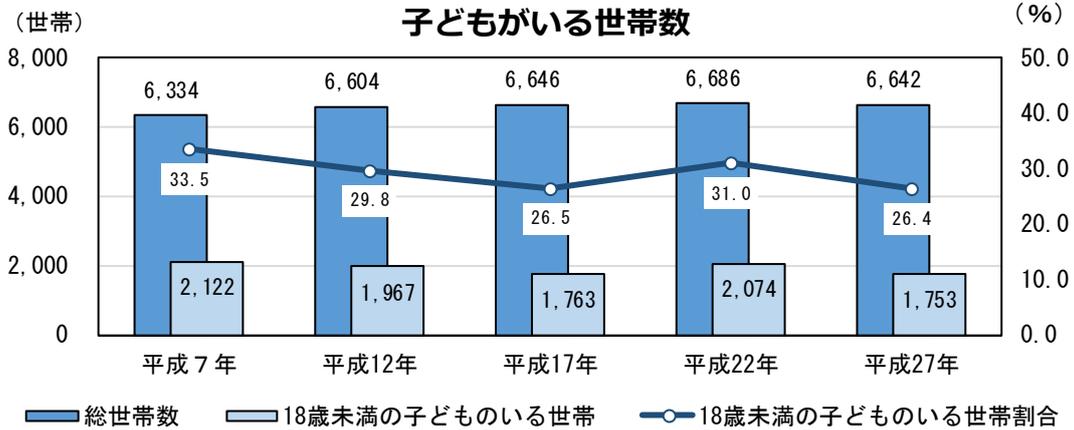


資料：住民基本台帳 (各年4月1日現在)

## (2) 子どもがいる世帯数の推移

総世帯は増加傾向で推移していましたが、平成22年以降減少に転じており、平成27年には6,642世帯（26.4%）となっています。

また、18歳未満の子どものいる世帯は増減を繰り返しており、平成27年には1,753世帯となっています。

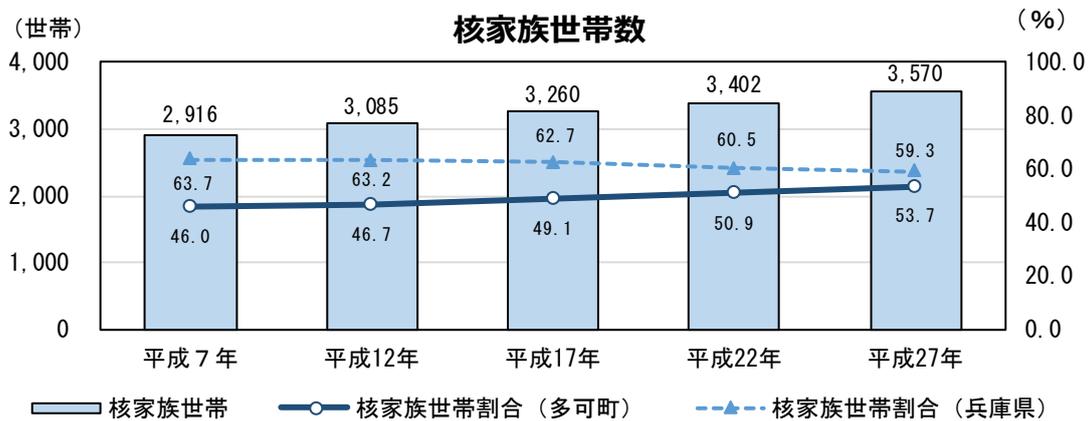


資料：国勢調査

## (3) 核家族世帯数の推移

核家族世帯数は増加傾向で推移しており、平成27年には、総世帯の約6割となる3,570世帯が核家族世帯となっています。

また、核家族世帯割合については、兵庫県を下回る水準で推移しています。

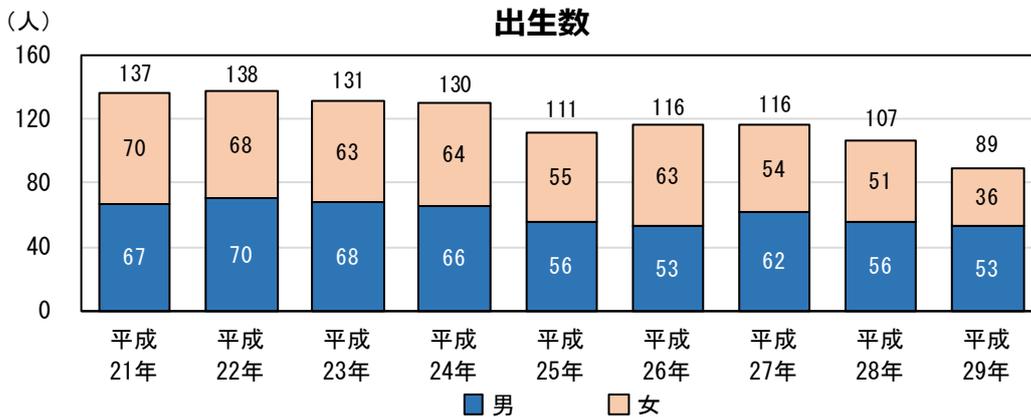


資料：国勢調査

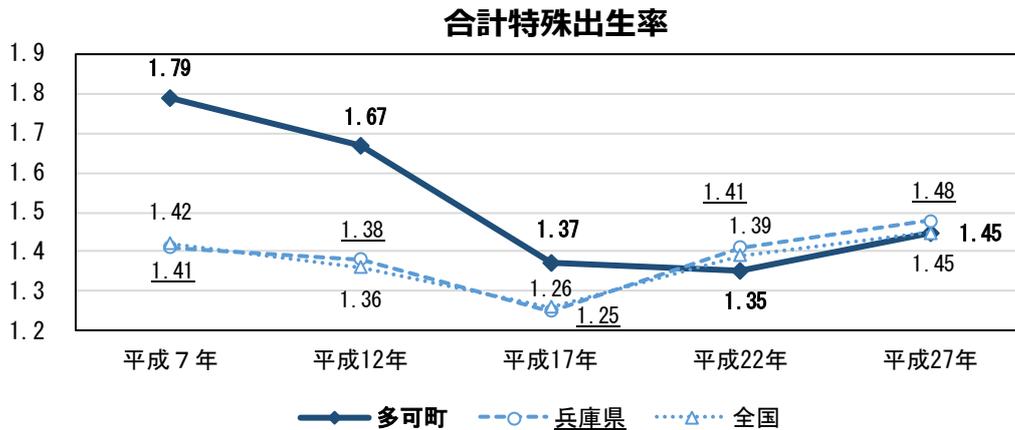
#### (4) 出生の動向

出生数は緩やかな減少傾向となっており、平成 29 年には 89 人（男：53 人、女：36 人）となっています。

また、合計特殊出生率については、兵庫県及び全国を上回る水準で推移していましたが、平成 17 年以降は兵庫県及び全国を下回った水準になっており、平成 27 年には 1.45 となっています。



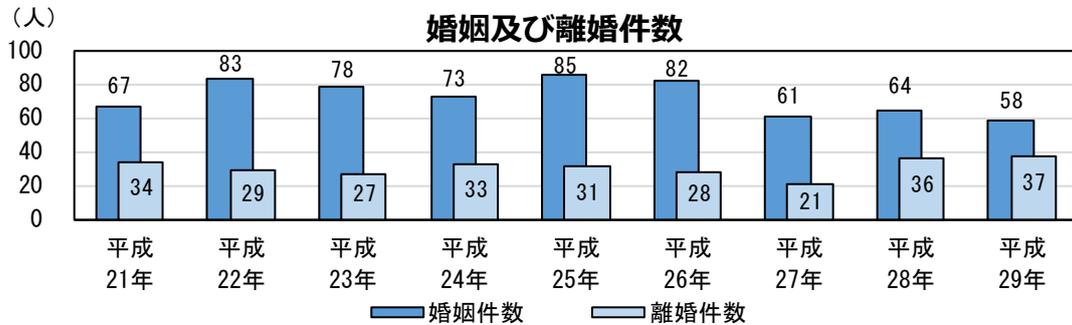
資料：兵庫県統計年報



資料：兵庫県統計年報

## (5) 婚姻の動向

婚姻及び離婚件数は増減を繰り返しており、平成 29 年には、婚姻件数は 58 件、離婚件数は 37 件となっています。



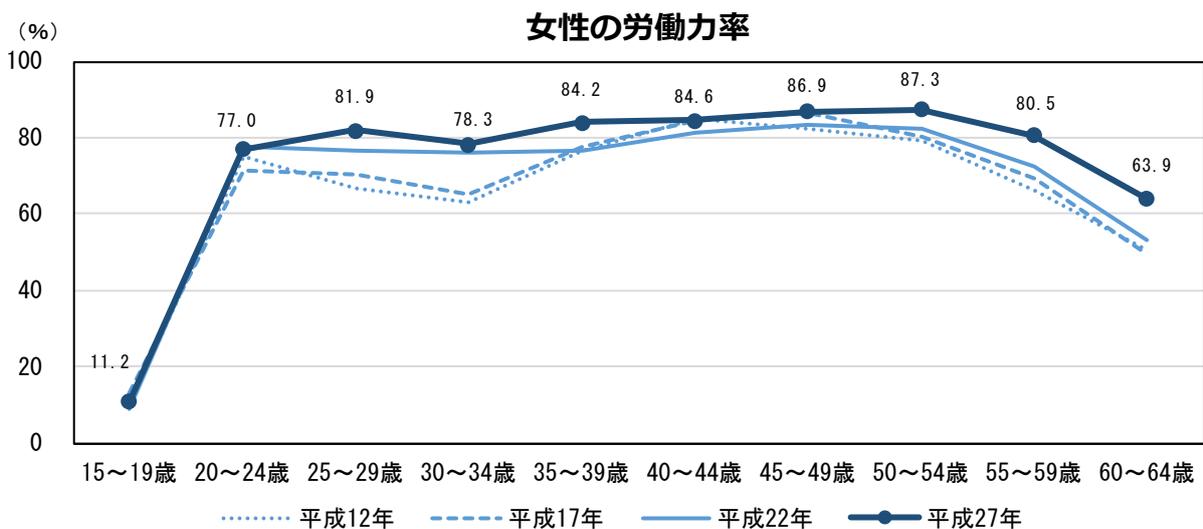
資料：兵庫県統計年報

## (6) 女性の社会進出と育児の課題

一般に、わが国の女性の労働力率（生産年齢人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の比率）は、20 歳代後半から 30 歳代前半に低下し、その後 40 歳代後半まで上昇するという M 字型となる傾向にあります。このことは、多くの女性が 20 歳代後半から 30 歳代にかけて結婚や出産により仕事を中断し、子どもの成長とともに再び仕事に就くことを反映しているためです。

女性の労働力率について、5 歳階級別に平成 12 年と平成 27 年を比較すると、特に 20 歳から 39 歳にかけてのカーブが緩やかになっています。これは、20 歳代後半から 30 歳代の女性の労働市場への進出が進んでいると考えられます。

また、祖母である世代（おおむね 50 歳代以上）の就業率も高まっており、以前に比べ、子育ての経験のある親族（祖母等）から育児などのサポートを受けたり、経験や知識を教わったりする機会の減少につながっているということが考えられます。

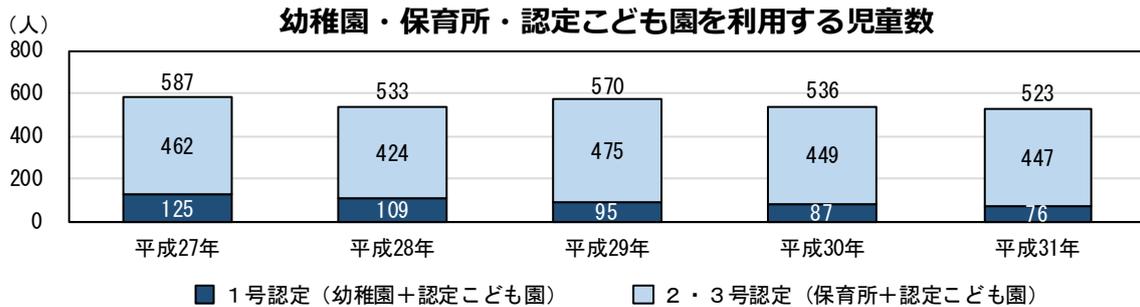


資料：国勢調査

## (7) 就学前児童の保育等の状況の変化

### ① 幼稚園・保育所・認定こども園の状況

幼稚園・保育所・認定こども園を利用する児童数は平成29年以降減少傾向で推移しており、平成31年には523人（1号認定：76人、2・3号認定：447人）となっています。



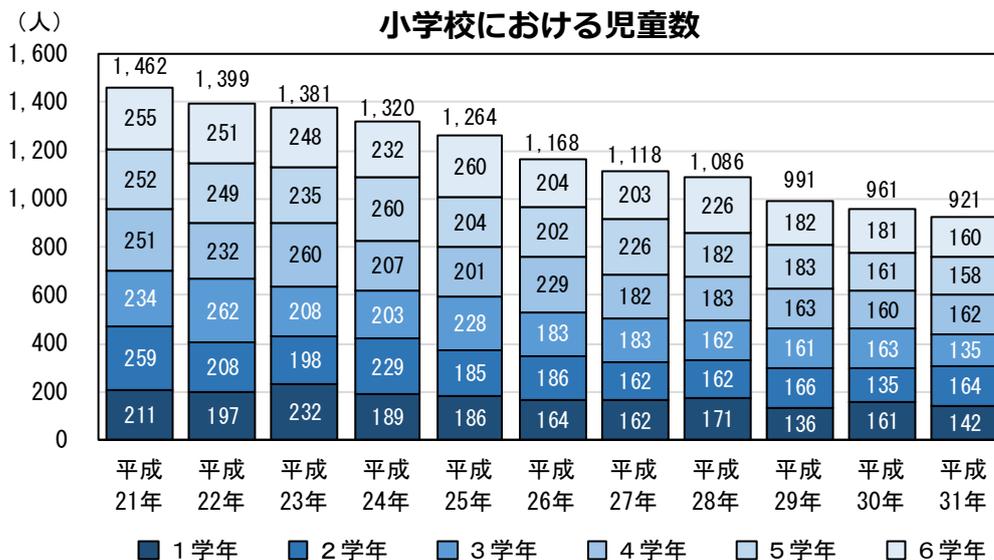
※平成31年は認定こども園、小規模保育事業所

資料：多可町子ども未来課（各年5月1日現在）

1号認定	お子さんが満3歳以上で、教育を希望する場合
2号認定	お子さんが満3歳以上で、「保育を必要とする事由」に該当し、保育所等での保育を希望する場合
3号認定	お子さんが満3歳未満で、「保育を必要とする事由」に該当し、保育所等での保育を希望する場合

### ② 小学校の状況

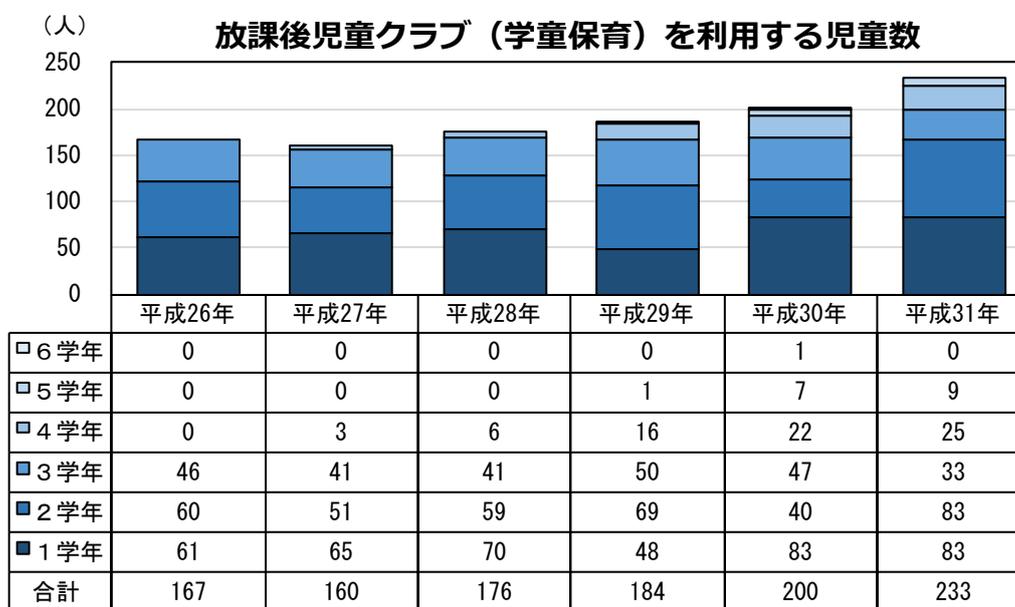
小学校における児童数は減少傾向で推移しており、平成31年には921人（1学年：142人、2学年：164人、3学年：135人、4学年162人、5学年：158人、6学年：160人）となっています。



資料：多可町子ども未来課（各年5月1日現在）

### ③放課後児童クラブ（学童保育）の状況

放課後児童クラブ（学童保育）を利用する児童数は平成27年以降増加傾向で推移しており、平成31年には233人（1学年：83人、2学年83人、3学年：33人、4学年：25人、5学年：9人、6学年：0人）となっています。

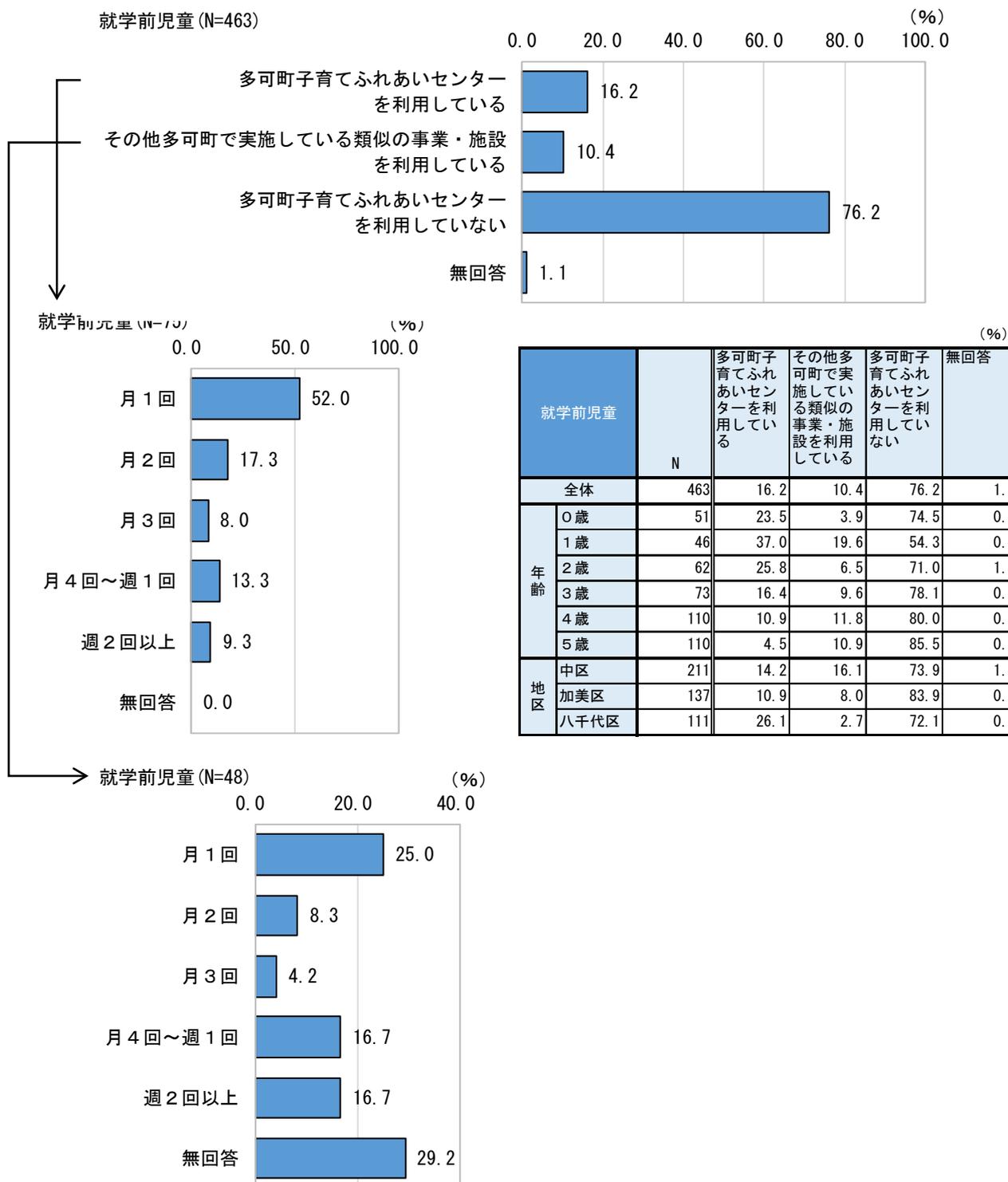


資料：多可町子ども未来課

### 3 ニーズ調査からみた現状

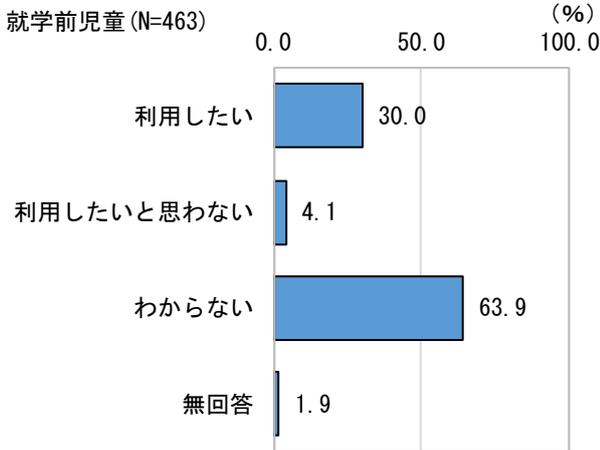
#### (1) 多可町子育てふれあいセンターの利用状況

就学前児童の保護者に多可町子育てふれあいセンターの利用状況について聞いたところ、「多可町子育てふれあいセンターを利用している」は16.2%で、月1回程度の利用が最も多く52.0%となっています。一方で、「多可町子育てふれあいセンターを利用していない」は76.2%となっています。



## (2) 子育て世代包括支援センターの利用意向

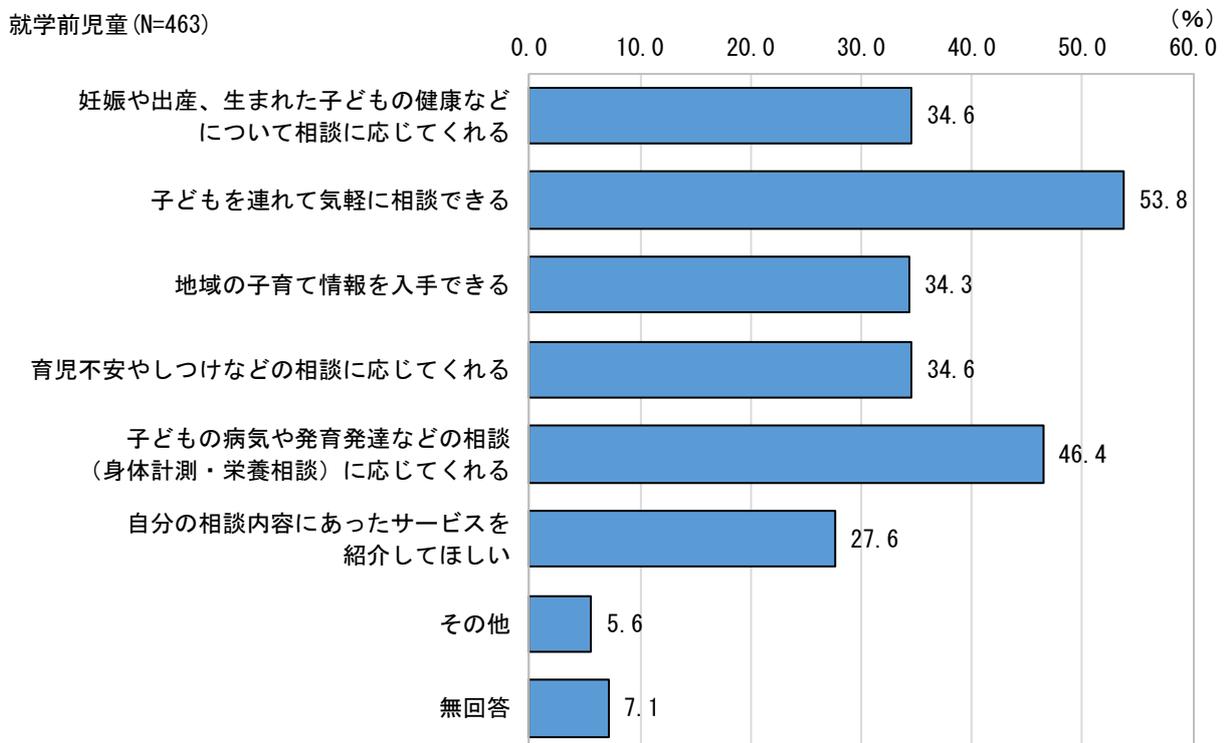
就学前児童の保護者に子育て世代包括支援センターの利用意向について聞いたところ、「わからない」が最も多く 63.9%、次いで「利用したい」が 30.0%、「利用したいと思わない」が 4.1%となっています。



(%)

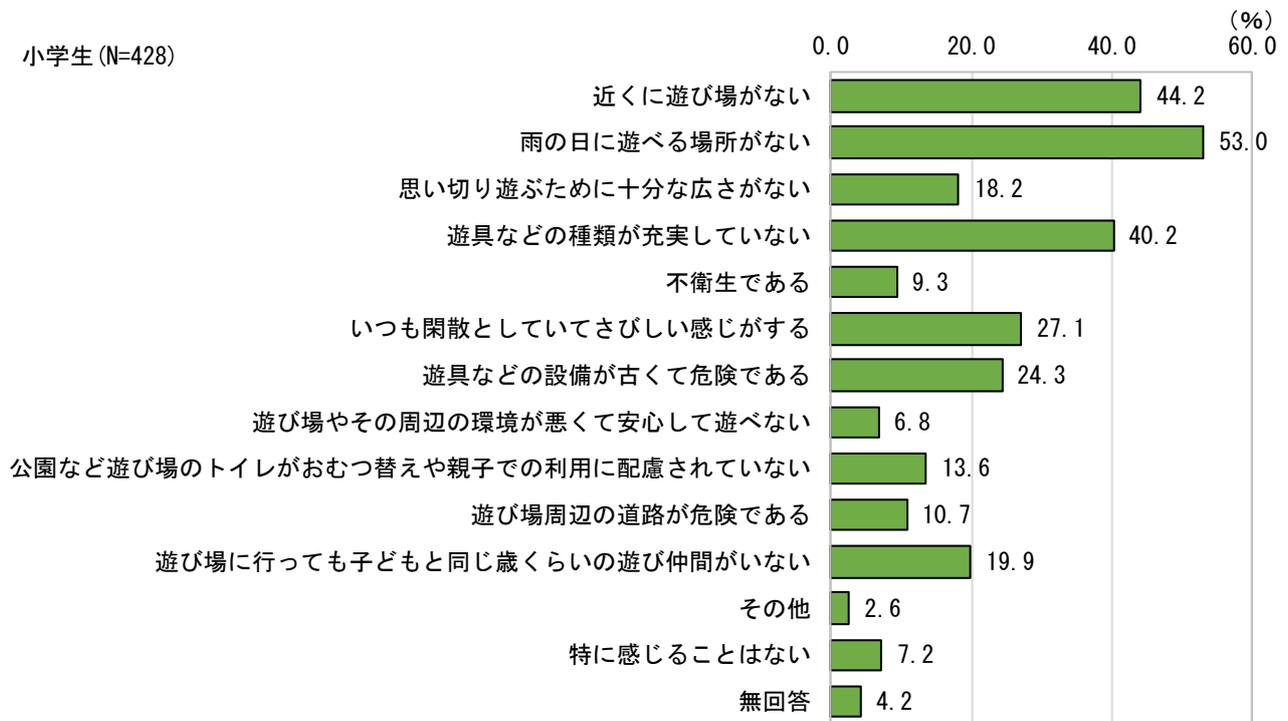
就学前児童	N	利用したい	利用したいと思わない	わからない	無回答	
全体	463	30.0	4.1	63.9	1.9	
年齢	0歳	51	51.0	3.9	43.1	2.0
	1歳	46	47.8	6.5	45.7	0.0
	2歳	62	40.3	1.6	58.1	0.0
	3歳	73	19.2	2.7	75.3	2.7
	4歳	110	25.5	5.5	67.3	1.8
	5歳	110	16.4	4.5	76.4	2.7
地区	中区	211	34.6	5.2	58.3	1.9
	加美区	137	27.0	3.6	67.9	1.5
	八千代区	111	25.2	2.7	69.4	2.7

また、子育て世代包括支援センターに期待していることは、「子どもを連れて気軽に相談できる」が最も多く 53.8%、次いで「子どもの病気や発育発達などの相談（身体計測・栄養相談）に応じてくれる」が 46.4%となっています。



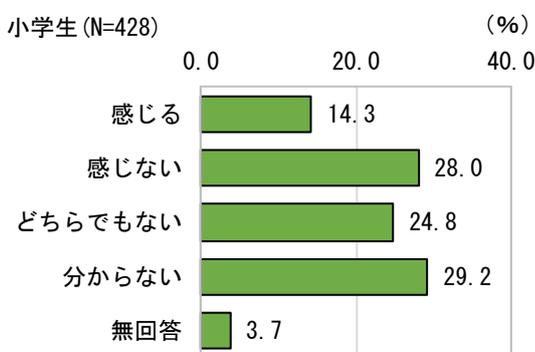
### (3) 居住地の子どもの遊び場について感じる事

小学生の保護者が、居住地の子どもの遊び場について感じる事は、「雨の日に遊べる場所がない」が最も多く 53.0%、次いで「近くに遊び場がない」が 44.2%、「遊具などの種類が充実していない」が 40.2%となっています。



### (4) 居住地で子どもが巻き込まれる事故や犯罪が増加していると感じるか

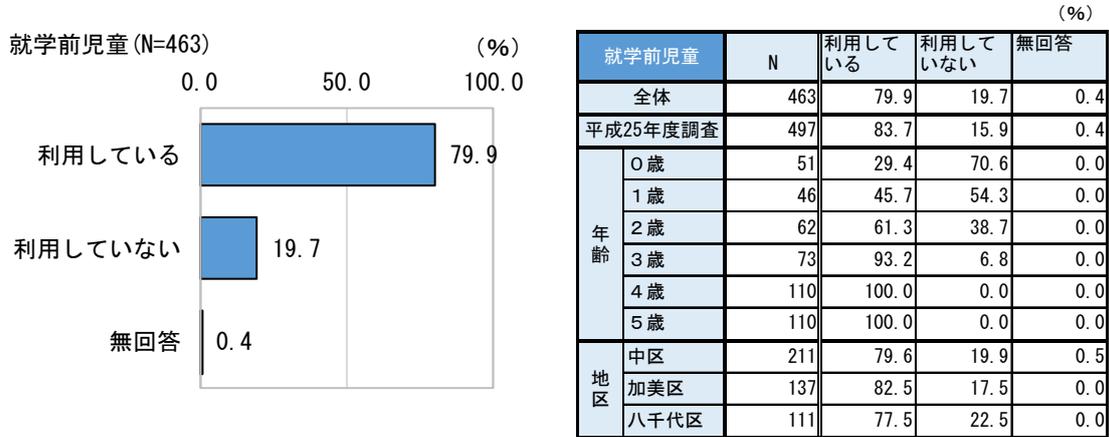
小学生の保護者が、居住地で子どもが巻き込まれる事故や犯罪が増加していると感じるかについては、「分からない」が最も多く 29.2%、次いで「感じない」が 28.0%、「どちらでもない」が 24.8%となっています。



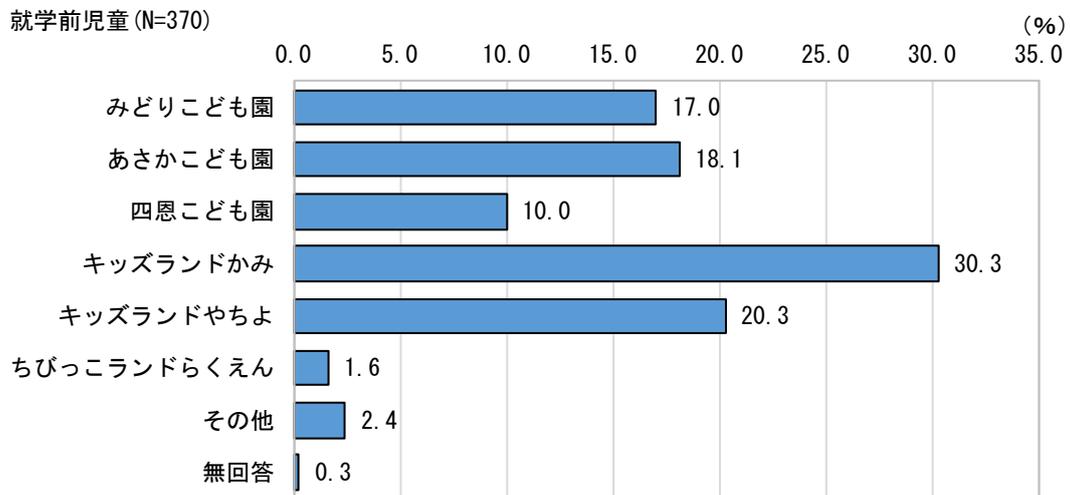
		(%)					
小学生	N	感じる	感じない	どちらでもない	分からない	無回答	
小学生	428	14.3	28.0	24.8	29.2	3.7	
平成25年度調査	829	32.3	19.9	22.9	20.7	4.1	
学年	1年生	139	10.8	23.0	28.8	32.4	5.0
	2年生	118	15.3	27.1	18.6	36.4	2.5
	3年生	139	16.5	30.2	26.6	23.7	2.9
地区	中区	194	15.5	23.2	27.8	29.4	4.1
	加美区	123	11.4	43.1	22.8	19.5	3.3
	八千代区	111	15.3	19.8	21.6	39.6	3.6

### (5) 平日の「定期的な」幼稚園・保育施設等の利用状況

就学前児童の保護者に平日の「定期的な」幼稚園・保育施設等の利用の有無について聞いたところ、「利用している」が79.9%、「利用していない」が19.7%となっています。



また、平日の「定期的な」幼稚園・保育施設等を利用している人に、利用している幼稚園や施設等について聞いたところ、「キッズランドかみ」が最も多く30.3%、次いで「キッズランドやちよ」が20.3%、「あさかこども園」が18.1%となっています。

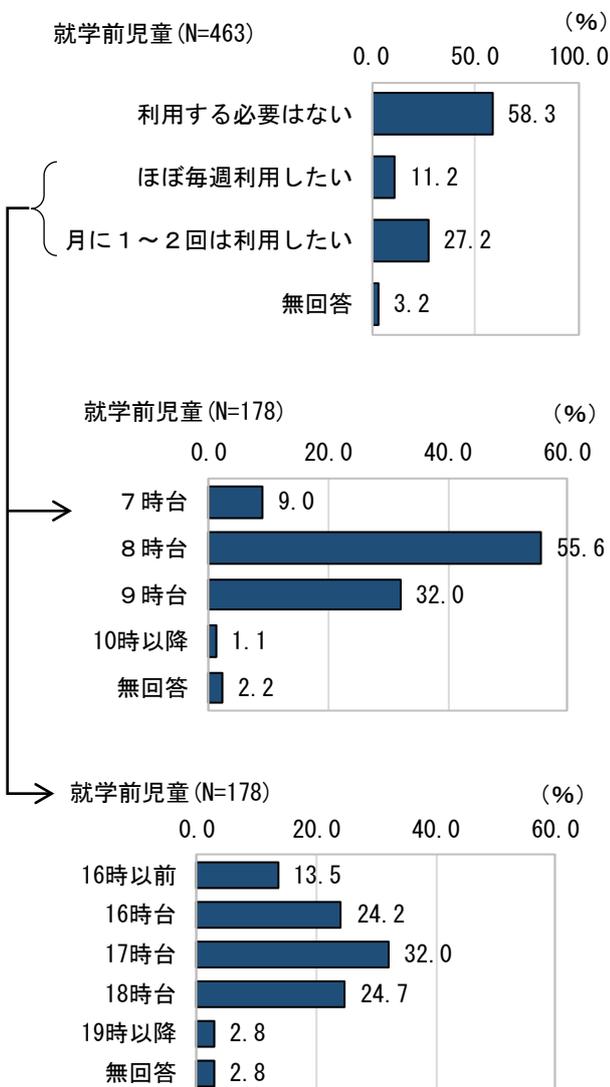


## (6) 土曜日と日曜日・祝日の、定期的な教育・保育事業の利用希望

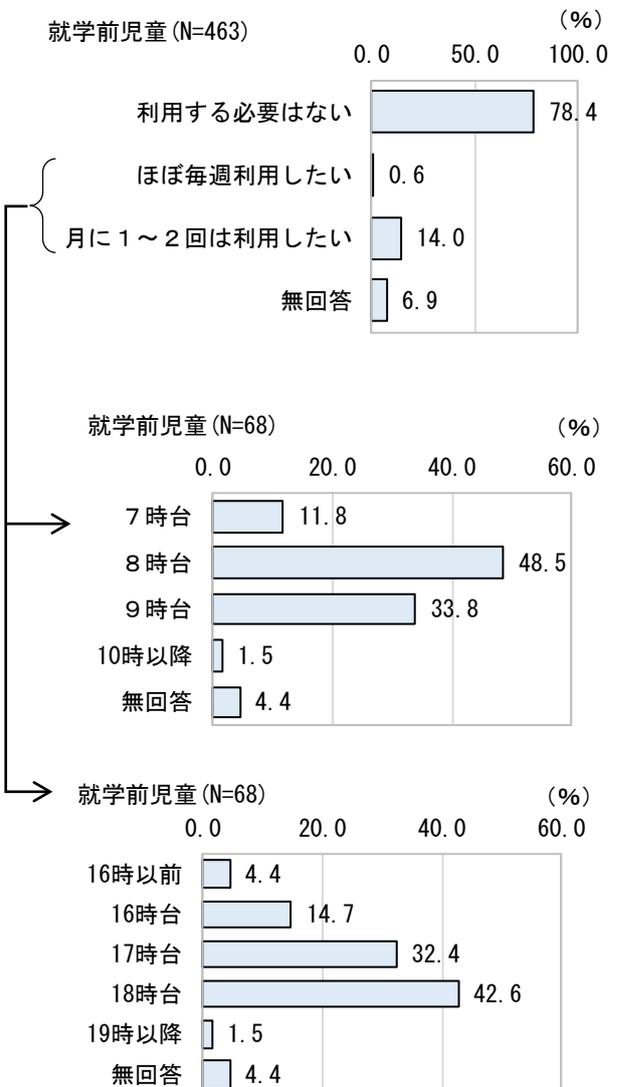
就学前児童の保護者に「定期的な」幼稚園や保育施設等の利用について聞いたところ、土曜日では「利用する希望はない」が最も多く 58.3%、日曜日・祝日では「利用する必要はない」が最も多く 78.4% となっています。

また、「定期的な」幼稚園や保育施設等の利用希望がある人に、利用したい時間帯について聞いたところ、土曜日では、開始時刻は「8時台」が最も多く 55.6%、終了時刻は「17時台」が最も多く 32.0%、日曜日・祝日では、開始時刻は「8時台」が最も多く 48.5%、終了時刻は「18時台」が最も多く 42.6% となっています。

### ①土曜日

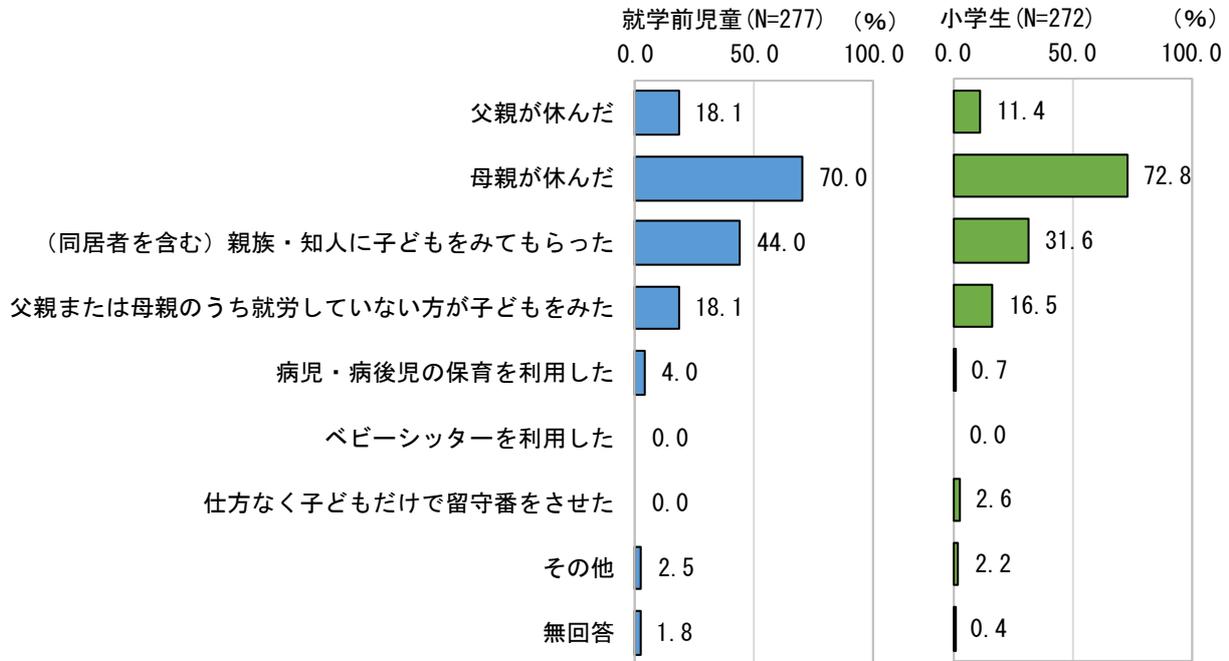


### ②日曜日・祝日



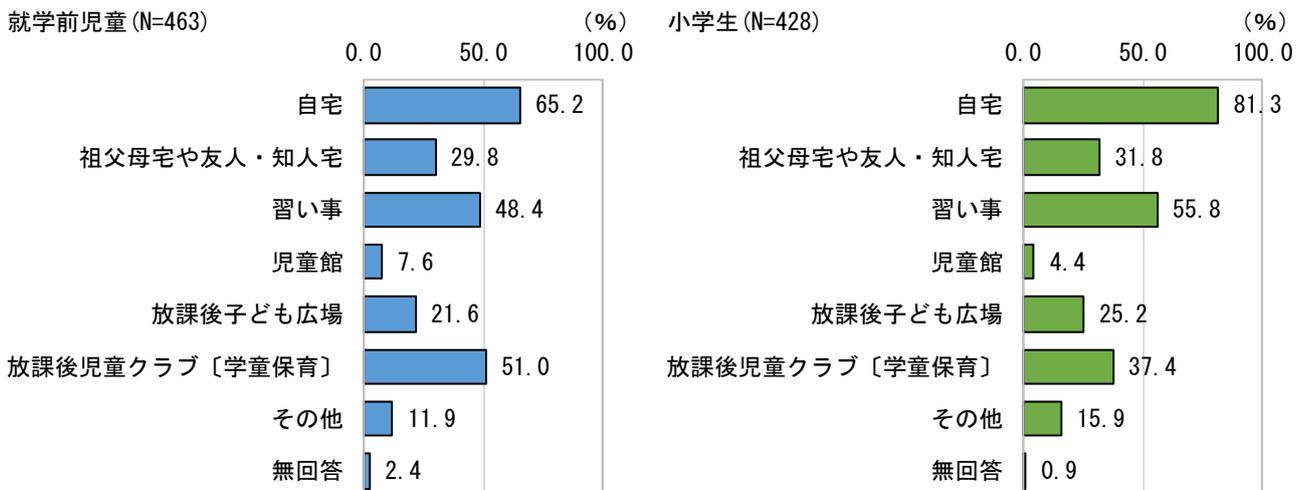
## (7) 子どもが病気やケガをしたときの対応について

子どもが病気やけがで普段利用している幼稚園や保育施設等が利用できなかった場合の、この1年間に行った対処法は、就学前児童では「母親が休んだ」が最も多く 70.0%、小学生でも「母親が休んだ」が最も多く 72.8%となっています。



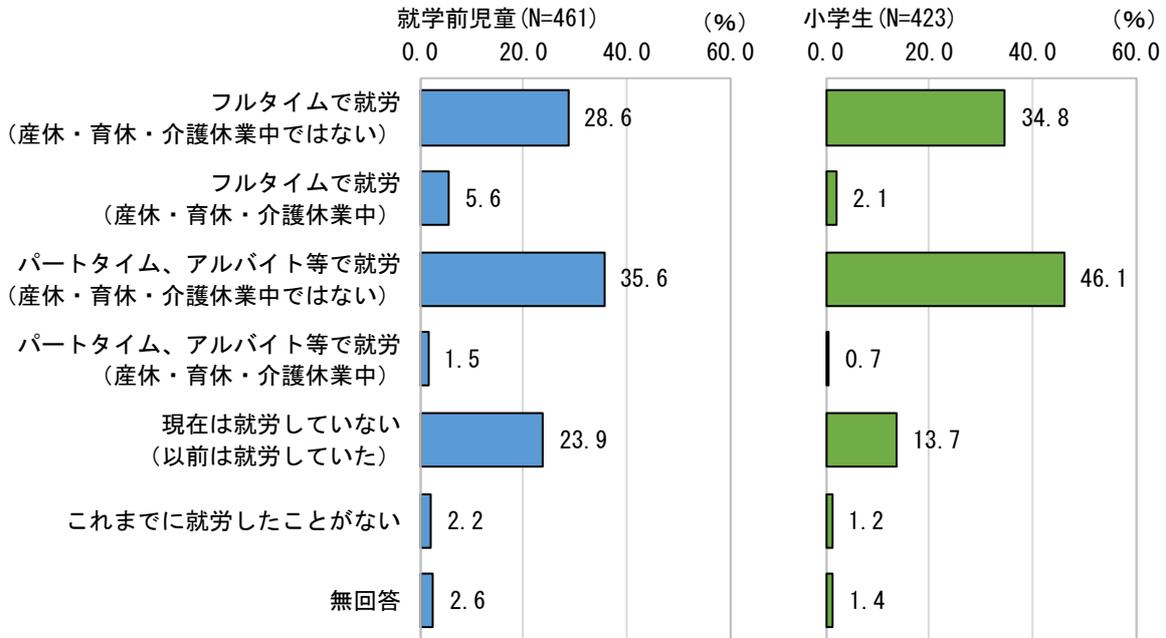
## (8) 小学校での放課後の過ごし方・過ごさせ方の希望

放課後（平日の小学校終了後）の時間を過ごす場所は、就学前児童では「自宅」が最も多く 65.2%、小学生でも「自宅」が最も多く 81.3%となっています。



## (9) 母親の就労状況

就学前児童の母親に就労状況について聞いたところ、就学前児童では「パートタイム、アルバイト等で就労（産休・育休・介護休業中ではない）」が最も多く 35.6%、小学生でも「パートタイム、アルバイト等で就労（産休・育休・介護休業中ではない）」が最も多く 46.1%となっています。



※フルタイム：1週5日程度・1日8時間程度の就労

※パートタイム、アルバイト等：フルタイム以外の就労

就学前児童	N	就労状況 (%)							
		フルタイムで就労して おり、産休・育休・ 介護休業中ではない	フルタイムで就労 しており、産休・育 休・介護休業中	パート タイム、ア ルバイト 等で就労 して おり、産 休・育 休・介 護休業 中ではない	パート タイム、ア ルバイト 等で就労 して おり、産 休・育 休・介 護休業 中	以前は就 労してい たが、現 在は就 労してい ない	これま でに就 労し たこ とが ない	無 回 答	
全体	461	28.6	5.6	35.6	1.5	23.9	2.2	2.6	
平成25年度調査	497	29.0	2.6	37.4	1.8	24.3	2.2	2.6	
年齢	0歳	51	13.7	17.6	15.7	7.8	43.1	2.0	0.0
	1歳	46	23.9	0.0	26.1	0.0	43.5	4.3	2.2
	2歳	61	23.0	8.2	37.7	1.6	26.2	1.6	1.6
	3歳	73	34.2	5.5	34.2	0.0	15.1	4.1	6.8
	4歳	110	34.5	1.8	38.2	0.9	20.9	0.9	2.7
5歳	109	32.1	4.6	45.0	0.9	14.7	1.8	0.9	
地区	中区	210	31.9	7.1	31.9	1.0	24.8	1.4	1.9
	加美区	136	27.9	3.7	39.0	2.9	20.6	2.2	3.7
	八千代区	111	22.5	5.4	39.6	0.9	26.1	2.7	2.7

小学生	N	就労状況 (%)							
		フルタイムで就労して おり、産休・育休・ 介護休業中ではない	フルタイムで就労 しており、産休・育 休・介護休業中	パート タイム、ア ルバイト 等で就労 して おり、産 休・育 休・介 護休業 中ではない	パート タイム、ア ルバイト 等で就労 して おり、産 休・育 休・介 護休業 中	以前は就 労してい たが、現 在は就 労してい ない	これま でに就 労し たこ とが ない	無 回 答	
全体	423	34.8	2.1	46.1	0.7	13.7	1.2	1.4	
平成25年度調査	829	37.0	0.5	43.4	0.0	10.7	2.7	5.7	
学年	1年生	139	36.0	1.4	48.2	0.7	12.2	1.4	0.0
	2年生	115	35.7	4.3	36.5	0.9	19.1	0.0	3.5
	3年生	137	32.8	0.7	51.8	0.0	10.9	2.2	1.5
地区	中区	192	33.9	2.1	45.8	0.5	15.1	1.6	1.0
	加美区	121	33.1	1.7	50.4	0.8	11.6	0.8	1.7
	八千代区	110	38.2	2.7	41.8	0.9	13.6	0.9	1.8

# 第3章

## 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

多可町教育ビジョンでは、基本目標を「明日の多可町を担うところ豊かな人づくり」、重点目標を「ふるさと多可町を愛し、自らの夢や目標に向かってたくましく生きる、ところ豊かな子どもの育成」と「いつでも、どこでも、だれでもいきいき学べる、ところ豊かな人づくり」として、本町の教育を推進しています。

本計画では、多可町教育ビジョンの基本目標を基本理念とし、子ども・子育て支援を総合的かつ計画的に進めていきます。



## 明日の多可町を担う ところ豊かな人づくり

まちづくりの基礎は、人づくりにあります。これからの時代を担う子どもたちに、確かな学力、人を思いやる豊かな心、健やかな体など、知育・徳育・体育のバランスがとれた「生きる力」を培う教育を、より一層充実させていきます。

また、豊かな自然、温かい人情、良き伝統と文化をもった「ふるさと多可町」を愛し、誇りに思う気持ちを育てていきます。そして「多可町で学んで良かった」「多可町に住んで良かった」と実感する子どもの育成を目指して取り組んでいきます。

## 2 目指す子どもの像

生涯をとおして自立し自らを高め、社会に貢献できる人材育成のための基本指針となる「多可町教育振興基本計画」として策定した「多可町教育ビジョン」では、本町のめざすべき子ども像として就学前においては「豊かな心を持ち、多可町の自然にふれ、ひたり、主体的に遊ぶ子ども」、就学後においては「ふるさと多可町を愛する子ども」、「夢や目標に向かってたくましく生きる、こころ豊かな子ども」と決めました。



- 幼児期は、情緒的な発達や知的な発達、社会性を涵養するなど、人間としてよりよく生きるための基礎を培う大切な時期です。家庭や地域と認定こども園、保育所等がより一層連携を密にして教育・保育を進めていきます。
- 本町の豊かな自然を活かした取り組みを継続し、自然にふれ、ひたり、そのなかで主体的に遊ぶ子どもを育成していきます。
- 集団生活をとおして、友だちを思いやる心や友だちと協力すること、話を集中して聞けること、自分の思いが言葉で表現できることなどの社会性が身につくよう取り組みます。
- 家庭と協力し、「あいさつ」「早寝、早起き、朝ごはん」などの基本的な生活習慣が身につくよう取り組みます。

### 3 施策体系

1つの重点目標と5つの基本目標ごとに基本施策と施策の展開を整理します。

#### 基本理念

## 明日の多可町を担うところ豊かな人づくり

#### 重点目標

子ども・子育て支援事業  
の整備・実施

- (1) 教育・保育事業の提供
- (2) 地域子ども・子育て支援事業の提供
- (3) 教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保
- (4) 子育てのための施設等利用給付の円滑実施の確保

#### 基本目標1

地域における  
子育て・親育て

- (1) 世代間交流の充実
- (2) 体験を通じた学び場の提供
- (3) 地域交流を通じた学び場の提供
- (4) 子どもや保護者の自主的な活動の充実・支援
- (5) 親教育の場の提供

#### 基本目標2

子どもの健やかな  
育ちを支える環境づくり

- (1) 小児医療等の充実
- (2) 妊産期から乳幼児期までの健康づくり支援
- (3) 相談支援
- (4) 食育の推進

#### 基本目標3

子どもが安心・安全に  
成長できる環境づくり

- (1) 地域防犯力の向上
- (2) 安全な環境づくりの推進

#### 基本目標4

ワーク・ライフ・バランス  
の推進

- (1) 男女共同参画への啓発
- (2) 仕事と子育ての両立支援

#### 基本目標5

さまざまな家庭の状況に  
応じたきめ細やかな支援  
の推進

- (1) 子どもの権利擁護・児童虐待防止
- (2) 障がいのある子どもと家庭への支援
- (3) 家庭の経済状況等に関わらず、子どもが健やかに育つための支援



## 第4章 施策の展開

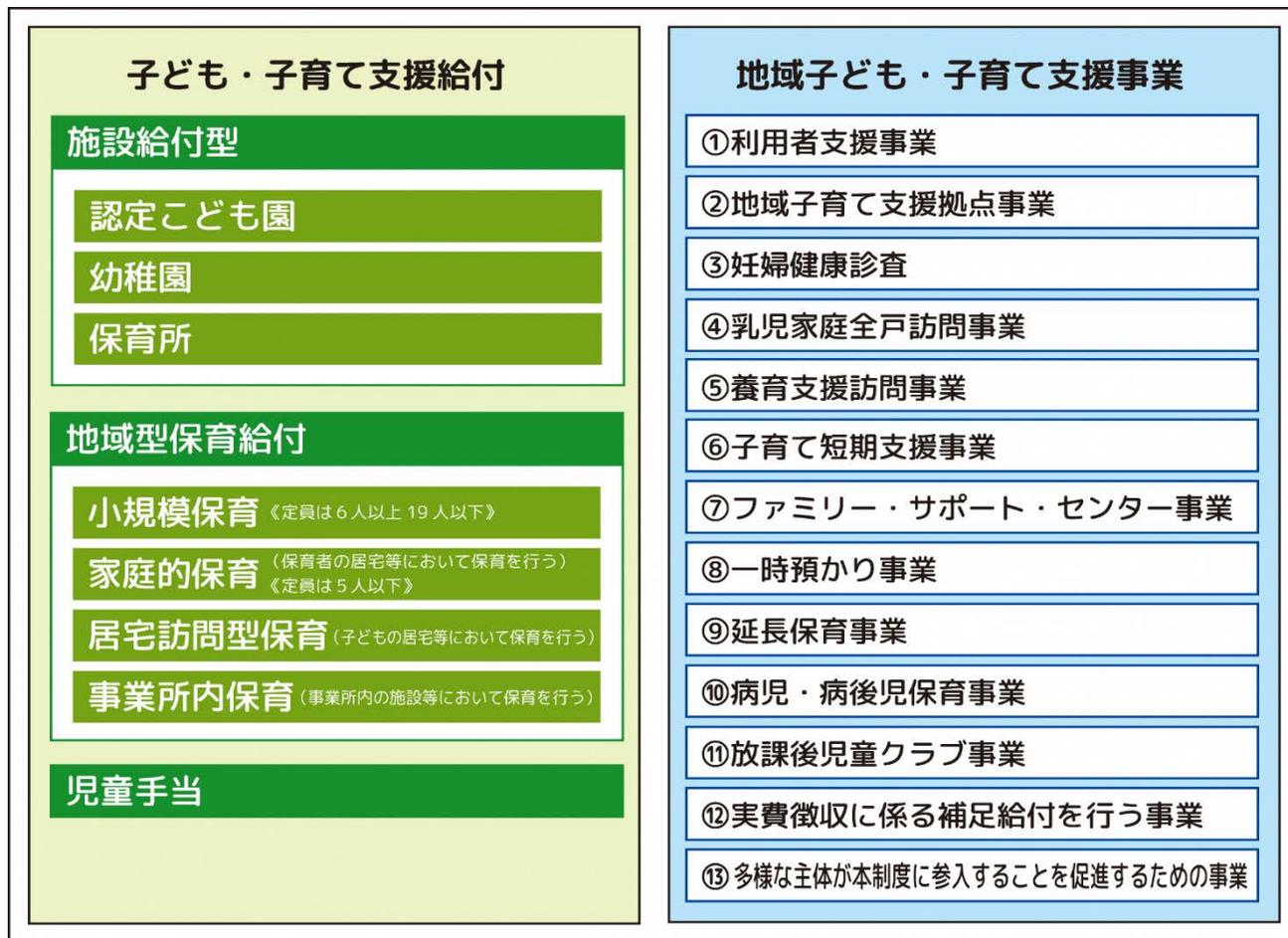
### 《重点目標》 子ども・子育て支援事業の整備・実施

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画において、「教育・保育事業」「地域子ども・子育て支援事業」を提供する区域を定め、その区域ごとに、令和2年度から令和6年度までの5年間の利用ニーズ（＝「量の見込み」）、町として提供する「確保の内容」、またその「実施時期」を定めることとされています。

区域の設定にあたっては、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況などの条件を総合的に勘案するとともに、地域の実状に応じて保護者や子どもが居宅から容易に移動することができる区域を定めることとなっており、本町においては、町内のニーズを柔軟に把握、吸収し、さらに提供体制が整えられるよう、区域を町で1圏域（全町）とします。

1圏域のもとで「量の見込み」「確保の内容」「実施時期」は、以下の「子ども・子育て支援給付」の対象となっている教育・保育事業及び「地域子ども・子育て支援事業」の対象となっている13の事業に関して定めます。

#### 子育て支援の「給付」と事業の全体像



## (1) 教育・保育事業の提供

### ①教育・保育の量の確保

#### 現状と課題

本町の教育・保育事業は、中区では「幼保連携型認定こども園みどりこども園」「幼保連携型認定こども園あさかこども園」「幼保連携型認定こども園四恩こども園」、加美区では「幼保連携型認定こども園キッズランドかみ」、八千代区では「幼保連携型認定こども園キッズランドやちよ」で担うこととなります。

また、八千代区では「小規模保育事業A型ちびっこランドらくえん」も実施しています。

#### 取り組みと方向性

国が示すニーズ調査結果の分析手法による幼児期の教育・保育の利用希望をふまえつつ、計画期間の児童人口推計と直近の保育の利用実績等を基に保育ニーズを推計しました。

児童人口推計をもとに、必要な保育量を確保する中で、施設の最適化を図るとともに、保育ニーズを充足するためのこれまでの施策を推進することで、令和6年度末を目標年次として教育・保育の場の提供と量の確保を図ります。

認定区分	対象者	対象施設・事業
1号	子どもが満3歳以上で、幼児期の教育を希望	認定こども園、幼稚園
2号	子どもが満3歳以上で「保育の必要性の事由」に該当し、保育を希望	認定こども園、保育所
3号	子どもが満3歳未満で「保育の必要性の事由」に該当し、保育を希望	認定こども園、保育所、地域型保育事業

(単位：人)

		令和2年度			令和3年度			令和4年度		
		1号 3-5歳 教育のみ	2号 3-5歳 保育の必要性あり	3号 0-2歳 保育の必要性あり	1号 3-5歳 教育のみ	2号 3-5歳 保育の必要性あり	3号 0-2歳 保育の必要性あり	1号 3-5歳 教育のみ	2号 3-5歳 保育の必要性あり	3号 0-2歳 保育の必要性あり
①量の見込み		92	276	148	83	250	149	76	228	149
②確保方策	認定こども園	95	276	157	95	275	157	95	275	157
	小規模保育	0	0	7	0	0	7	0	0	7
②-①差引		3	0	9	12	25	8	19	47	8
		令和5年度			令和6年度					
		1号 3-5歳 教育のみ	2号 3-5歳 保育の必要性あり	3号 0-2歳 保育の必要性あり	1号 3-5歳 教育のみ	2号 3-5歳 保育の必要性あり	3号 0-2歳 保育の必要性あり			
①量の見込み		66	198	144	66	198	139			
②確保方策	認定こども園	95	275	157	95	275	157			
	小規模保育									

	小規模保育	0	0	7	0	0	7
②-①差引		29	77	20	29	77	25

## ②教育・保育の質の向上

就学前施設では、次のことに配慮し、年齢に応じて必要な教育・保育を実施します。

### ●内容

- ・乳幼児が長時間でも安全に安心して生活できる場であり、乳幼児のそれぞれの発達の段階に則した生活が最優先で保障されること。
- ・町の多様な人や地域、さらには豊かな自然との関わりが体験できる場であること。
- ・0～5歳児までが一貫した教育・保育の内容で生活が展開されること。
- ・認定こども園、保育所、小学校がそれぞれ連携することで、就学時にスムーズな接続ができるようにすること。

### ●環境

- ・身体を十分に動かして、のびのびと遊ぶ楽しさが味わえるよう、施設・設備・遊具等が十分かつ安全であること。
- ・遊びの楽しさが十分に味わえるような教育・保育環境が整えられていること。
- ・小動物とのふれあいのもとで異年齢の交流や地域の人との交流ができる環境が整えられていること。
- ・保育士等との温かい信頼関係のもとで異年齢の交流や地域の人との交流ができる環境が整えられていること。
- ・特別に支援が必要な子どもについて、個々に応じた配慮がされていること。

### ●体制

- ・乳幼児が長時間生活する場であることを見通し、教育・保育の担当者同士の共通理解を重視した運営体制がとられていること。
- ・保育士等が乳幼児の理解を深め、教育・保育の充実を図るために研修が保障されていること。

○子どもと深くかかわる幼稚園教諭、保育士などの職員の配置を適切に行うことで、子どもの安心・安全、健全な育成へとつながります。町で定めた基準のもとで子どもたちの教育・保育が行われるよう努めます。

○保育士確保を支援するために、町と町保育協会が協力して保育士就職フェアを開催するとともに、幼児教育・保育の一層の充実を図るため、幼児教育研修事業及び保育士等キャリアアップ研修事業を継続し、より専門性の高い研修を実施します。

## (2) 地域子ども・子育て支援事業の提供

### ①利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な地域で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整を実施する事業であり、事業類型として、基本型、特定型、母子保健型がります。

※基本型：子育て家庭から日常的に相談を受け、個別のニーズを把握し、子育て支援事業や保育所等に当たっての助言・支援を行うほか、より効果的に利用者が必要とする支援につながるよう、地域の関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくりなどを行う。

※特定型：子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や各種のサービスに関する情報提供や利用に向けての支援などを行う。

※母子保健型：保健師等の専門職が、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する妊産婦等からの様々な相談に応じ、母子保健サービス等の情報提供や関係機関と協力して支援プランの策定などを行う。

### 現状と課題

子育てに関する様々な相談に対応し、妊娠期から子育て期にわたり切れ目のないサポートをするための総合窓口として子育て世代包括支援センター（母子保健型）として、平成30年11月1日から健康課に設置しました。本町では同センターの愛称を「アスパルきっず」としています。

今後、幅広い子育て支援を充実するため、基本型についても事業実施に向けて検討します。



### 取り組みと方向性

情報提供や相談の窓口として、1箇所確保しましたが、昨年度までの利用実績などを踏まえ、現状維持とします。

	単位	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み	か所	1	1	1	1	1
確保方策	か所	1	1	1	1	1

## ②地域子育て支援拠点事業

親や子ども同士が自然にふれあうことのできる場所を提供し、育児についての情報交換や気軽に相談できる環境を築くことで、子育て不安の解消や遊びを通じた子どもの豊かな情緒を育てる事業です。

### 現状と課題

乳幼児を持つ親子が、気軽に集い、交流を図ることで、情報交換や気分転換、育児の悩みや疲れを緩和することができます。

平成 30 年度から中区に子育てふれあいセンターを移転し、利用人数は増えていますが、ニーズ調査では、子育てふれあいセンターを利用していない方が 76.2%となっており、認知度が低いのが課題です。

### 取り組みと方向性

乳幼児を持つ親とその子どもが気軽に集い、交流を図り、育児相談ができる場を設置し、子育てに対する負担感の緩和、社会的孤立の解消などを図ります。

	単位	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み	人日	12,900	12,900	12,750	12,993	11,838
確保方策	か所	1	1	1	1	1

※単位の「人日」とは1日あたりの利用者数×開設日（延べ人数）のことです。

### ③妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

#### 現状と課題

妊娠届出の際、受診に関する説明及び受診勧奨を個別に行い、健康管理の重要性を伝えていますが、県内外の実施状況を参考にし、費用額及び実施方法等の見直しや、産後健診の実施等、母子の健康支援について検討が必要です。

#### 取り組みと方向性

妊婦と胎児の健康管理の重要性を十分理解することや費用の負担軽減を図ることで、妊婦健康診査を定期的に受診できるようにし、必要時医療機関との連携により、妊産婦支援の充実を図ります。

	単位	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み	人	86	83	80	77	74
	回	925	890	856	824	793
確保方策	実施場所：各医療機関 実施体制：2人 検査項目：6項目 実施時期：随時					

※単位の「回」とは健診回数のことです。

#### ④乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、母子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対し、適切なサービスの提供につなぐことにより、子どもの健やかな成長を図る事業です。

#### 現状と課題

生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、不安や悩みの軽減のため、子育て支援に関する情報提供等を行っています。母子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対し、適切なサービスの提供につないでいますが、訪問を希望しない、不在等で未訪問の家庭があるため、未訪問の減少に努める必要があります。

#### 取り組みと方向性

生後4か月になるまでの乳児がいるすべての家庭を訪問し、不安や悩み相談及び子育ての情報提供を行い、適切なサービスの提供に結びつけます。

	単位	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み	人	125	121	116	112	107
確保方策	実施体制：2人 実施機関：多可町健康課					

## ⑤ 養育支援訪問事業

継続して養育に関する支援が必要と判断した家庭に訪問し指導・助言等を行うことにより、適切な養育の実施を確保する事業です。

### 現状と課題

養育支援が特に必要な家庭に対して、保健師等の専門職が訪問し、専門的相談支援又は育児家事援助を行っています。対象家庭の早期把握と支援に努める必要があります。

### 取り組みと方向性

児童の養育について支援が必要な家庭に、過重な負担がかかる前の段階で、保健師、ヘルパーの訪問による支援を実施し、安定した児童の養育を支援します。

	単位	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み	人	39	37	36	34	33
確保方策	実施体制：2人 実施機関：多可町こども未来課 委託団体等：多可町社会福祉協議会					

## ⑥子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった子どもについて、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

### 現状と課題

保護者の病気その他の理由で、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合には、速やかに宿泊を伴った一時預かりを行います。現在、町内に児童養護施設等がないことから具体的な確保方策を設定していません。

### 取り組みと方向性

今後、既存事業や施設の活用を含め、県立施設や広域利用可能施設での対応を検討します。

	単位	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み	人日	42	40	38	36	34
確保方策	実施体制：2人 実施機関：多可町こども未来課 委託団体等：8か所					

※単位の「人日」とは1日あたりの利用者数×利用日（延べ人数）のことです。

## ⑦ファミリー・サポート・センター事業

乳幼児から小学生の子育て中の保護者のうち、子育ての援助を受けたい人（依頼会員）と、子育ての援助をしたい人（支援会員）が集まって、お互いに助け合いながら子育ての援助活動をする事業です。

### 現状と課題

ニーズ調査では「子どもを一時的に預けられるところがほしい」が行政への要望の中で最も多くなっています。

認定こども園等では一時預かり事業、おひさまにここクリニックでは病児保育を行っていますが、いずれも定員や預ける年齢、送迎サービスがないため、家族が病気や急な用事が入り預けたいときに、預けることができないのが現状となっています。

現在、ファミリー・サポート・センターの開設に向けて準備を行っていますが、子育ての援助を受けたい人（依頼会員）は、ある程度の人数があることが予想されますが、子育ての援助をしたい人（支援会員）の登録者数は少ないと見込まれるため、役場庁舎内の関係機関はもとより、各種団体等に積極的にアプローチし、提供会員の発掘が課題となっています。

### 取り組みと方向性

多様化する保育ニーズに対応できるよう取り組んでいくとともに、制度の周知方法を検討し、依頼者、支援者双方の拡大を図ります。

	単位	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み	人日	50	120	140	170	200
確保方策	人日	50	120	140	170	200

※単位の「人日」とは1日あたりの利用者数×利用日（延べ人数）のことです。

## ⑧一時預かり事業

保護者の不定期の就労、疾病、冠婚葬祭、リフレッシュ等の理由で、主に昼間に子どもを保育所等で一時的に預かる事業です。

### 現状と課題

一時預かり事業（一般型）については、町内のすべての認定こども園（5園）及び小規模保育事業所（1園）、一時預かり事業（幼稚園型）については、町内のすべての認定こども園（5園）で実施しています。

一時預かり事業（一般型）については、近年、0～2歳の低年齢児の預かり希望が多くなってきていますが、各園とも保育士等の確保に努め、概ね保護者の希望どおり預かっています。一時預かり事業（幼稚園型）についても、利用する児童が年々増加していますが、保護者の希望どおり預かっています。

令和元年10月からの保育料の無償化に伴い、一時預かり事業（幼稚園型）で預かる児童がこれまでより増加することが予想され、その際に従事する保育士等の確保が課題となってきます。

### 取り組みと方向性

保護者の就労や疾病のほか、リフレッシュ、園児同士の交流など、多様化するニーズに対応します。

#### ⑧-1 一時預かり事業（一般型）

	単位	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み	人日	361	341	322	294	289
確保方策	人日	361	341	322	294	289
	か所	6	6	6	6	6

※単位の「人日」とは1日あたりの利用者数×開設日（延べ人数）のことです。

#### ⑧-2 一時預かり事業（幼稚園型）

	単位	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み	人日	3,199	2,983	2,802	2,567	2,567
確保方策	人日	3,199	2,983	2,802	2,567	2,567
	か所	5	5	5	5	5

※単位の「人日」とは1日あたりの利用者数×開設日（延べ人数）のことです。

※主な対象は、認定こども園及び幼稚園の1号認定子どもの園児。園児以外の子どもについては、一時預かり事業（一般型）による対応となる。

## ⑨延長保育事業

保護者の就労日や就労時間、通勤時間等の状況により、標準的な開所時間を超えて保育の利用が必要な世帯を対象に、通常の利用時間を超えて保育を行う事業です。

### 現状と課題

町内のすべての認定こども園（5園）及び小規模保育事業所（1園）で実施しています。

現在、各園で延長保育に従事している保育士等も確保し、スムーズな事業実施を行っています。

今後、長時間勤務される保護者が増え、延長保育を利用する児童が増えた場合、延長保育に従事する保育士等の確保が難しくなることも考えられます。

### 取り組みと方向性

7時半から19時までの保育時間とし、すべての認定こども園及び小規模保育事業所で実施します。

	単位	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み	人日	1,234	1,147	1,066	966	966
確保方策	人日	1,234	1,147	1,066	966	966
	か所	6	6	6	6	6

※単位の「人日」とは1日あたりの利用者数×開設日（延べ人数）のことです。

## ⑩病児・病後児保育事業

病氣中または病気の回復期にある子どもを、保護者が家庭で保育できない場合に、病院に付設された専用の保育室で看護師・保育士が一時的に預かる事業です。

### 現状と課題

病児保育事業については、平成 30 年度から国庫補助事業の認可を受け、利用者も増加しています。

病後児保育事業については、みどりこども園が平成 31 年度から事業を廃止されたことにより、本町で病後児保育を実施している事業所がない状況となっており、事業所の確保が今後の課題です。

### 取り組みと方向性

病児保育を「おひさまにここクリニック」（1日あたりの利用定員2名）で実施します。

	単位	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み	人日	73	69	65	60	58
確保方策	人日	73	69	65	60	58
	か所	1	1	1	1	1

※単位の「人日」とは1日あたりの利用者数×開設日（延べ人数）のことです。

## ①放課後児童クラブ事業

保護者が就労等で昼間に不在となる小学生に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室を利用して、適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る事業です。

### 現状と課題

小学校低学年（1年生～3年生）の学童保育利用ニーズは、年々増加していきます。

また、平成29年度から間、保護者等が仕事等により家庭にいない小学生で保育の必要性がある家庭等の児童と認定されれば、小学生全学年（1年生～6年生）についても、希望する小学生は基本受け入れています。施設の面積及び支援員確保などの理由から、一部の学童施設では長期休暇の利用を希望されるすべての児童を入所させるのは難しい状況となっています。

### 取り組みと方向性

昼間、保護者等が仕事等により家庭にいない小学生で保育の必要性がある家庭等の児童と認定されれば、各学年とも可能な限り受け入れていく方向で、小学校低学年から確保数を増やしていき、入所できるように努めていきます。

施設の面積要件の確保については、小学校の空教室の利用を含め、今後検討するとともに、支援員等については、各施設の必要人員を確保し、積極的に研修等に参加することで、これまで以上に専門性をもって保育を行っていきます。

	単位	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み	人	283	269	254	252	216
1年生	人	90	83	78	86	59
2年生	人	88	85	79	74	81
3年生	人	58	51	49	46	43
4年生	人	26	31	28	27	15
5年生	人	16	14	16	14	14
6年生	人	5	5	4	5	4
確保方策	人	283	269	260	260	260
	か所	5	5	5	5	5

女性の就業率の上昇等により、更なる共働き家庭の増加が見込まれることから、平成30年9月に「新・放課後子ども総合プラン」を公表し、すべての児童が放課後を安心・安全に過ごすことができるよう、放課後児童クラブ事業等の計画的な整備を進めていくこととされました。

本町においては、目標達成するために国が掲げている事業の推進について、すでに本計画の中に網羅しており、その事業を今後着実に実施していきます。

## ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

世帯所得に応じて、幼児期の教育・保育を受けるための日用品、文房具、行事参加に係る実費負担の全部又は一部を助成する事業です。

## ⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

幼児期の教育・保育施設へ民間事業者の参入促進に関する調査研究、多様な事業者の能力を活用した幼児期の教育・保育施設などの設置や運営を促進するための事業です。

その他町内における取り組みとして、「森のようちえん」では、園舎をもたず、自然環境のなかで幼児教育と保育を行っており、通年で週3回以上実施しています。

## （３）教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に対しては、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考え方を基本とし、子どもの視点に立ち、子どもの権利と発達を保障し、良質かつ適切な内容及び水準で子ども・子育て支援を提供する役割を求めています。

また、障がい、疾病、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族に対し、身近な地域において、子ども・子育て支援法に基づく給付その他の支援を検討します。

## （４）子育てのための施設等利用給付の円滑実施の確保

幼児教育・保育の無償化の実施にあたり、対象となる保護者は、市町村から「子育てのための施設等利用給付認定」を受ける必要がありますが、この「子育てのための施設等利用給付」の実施に当たり、子ども・子育て支援法第60条第1項に規定される基本指針が一部改正され、市町村子ども・子育て支援事業計画で、「子育てのための施設等利用給付の実施に当たって、公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、給付方法について検討を行うこと等を定めること」とされました。

本町では、幼児教育・保育の無償化の実施にあたり、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、適切な給付を行うため、町内外の教育・保育施設と協働し適切な給付を実施します。

## 〈基本目標 1〉 地域における子育て・親育て

### (1) 世代間交流の充実

#### 現状と課題

○老若男女の地域住民との交流事業では、親子と地域の方々とが互いに人のぬくもりを感じながら、とてもいい交流ができていますが、それぞれの取り組みをとおしてのつながりが、地域で生かされているのか把握できていないのが現状であり、子育て中の親子と地域の関係の把握に努め、その関係が深められるように働きかけることが課題です。

○子育て家庭が、(園の帰りに)子育てふれあいセンター、児童館に気軽に立ち寄り、互いに交流を行う場として利用しています。

○平成 29 年度より八千代小学校を「コミュニティスクール」に指定しており、学校、家庭、地域が連携・協働して、「地域とともにある学校づくり」を推進するとともに、児童や学校、地域等が抱える課題を地域ぐるみで解決することや、地域コミュニティ等の活性化を図ることを目的として活動しています。今後はコミュニティスクールの理念を地域の方に理解し、より多くの方に参画してもらうことが課題です。

○町内各校定期的にオープンスクールを実施しています。地域人材もゲストティーチャーとして活用しており、特に中学校では「ふるさとキャリア教育」を実施しています。

#### 取り組みと方向性

子育て家庭がより身近な場所で気軽に相談や交流ができる環境を整備するとともに、親子のつながりがより一層広がるよう事業内容の充実を図ります。

事業名	事業内容	担当課
老若男女の地域住民との交流事業	認定こども園、保育所や児童館、子育てふれあいセンターにおいて、地域の高齢者や子育て中の保護者、中高生など、老若男女の多世代間交流を実施します。	こども未来課
地域に開かれた学校づくりの推進	オープンスクール、学校の積極的な情報発信や地域の方をゲストティーチャーにお願いするなど、地域との信頼関係を高めます。	学校教育課
地域とともにある学校づくり	コミュニティスクールを各小中学校に導入し、地域の力を最大限に引き出し、「地域とともにある学校づくり」をすすめます。	学校教育課

## (2) 体験を通じた学びの場の提供

### 現状と課題

- 家族・家庭のあり方と子どもの成長を考える教育の推進及び育児体験（授業協力）については、各小・中・高等学校等と連携を図り、検討を積み重ねながら、それぞれの学校の実態に合った取り組みができています。児童生徒にとっては、親の思いや乳幼児期の子どもの様子を知ることとおして、自分を見つめる機会となっています。また、母親にとっては、妊娠・出産・育児について伝えることにより、自分の子育てを振りかえり、改めて子どもを生み育てる喜びを感じる機会となっています。取り組みは定着してきましたが、少子化と入園の早期化により、在宅乳幼児が少なくなり、親子の参加人数を確保するのが難しくなっているのが課題です。
- 青少年体験活動事業では、「なつチャレ」と称して、令和元年度現在、小学生を対象に夏季休業中に9つの体験活動プログラムを実施しています。たくさんの子どもの参加希望をかなえたいところではありますが、参加人数の枠があり、参加したくても抽選でもれて参加できないという子どもがいるのが課題です。
- 地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」として新規受入事業所数は増加傾向にありますが、生徒数の減少が著しいため、受け入れ希望事業所に対して、活動しない事業所が増えているのが現状です。
- 自然学校推進事業では、食物アレルギーなどのケアが必要な児童が増えるにつれ、個別対応が難しくなっているのが課題です。

### 取り組みと方向性

親自身が楽しくいきいきと生活できることや、育児をとおして父親と母親が子どもと共に成長できることを目指します。親子の触れ合いの大切さについて体験をとおして学び、特に父親の意識の向上を促し、家族の育児力を高められるよう支援に努めます。

事業名	事業内容	担当課
家族・家庭のあり方と子どもの成長を考える教育の推進	幼児とふれあうなど体験的な学習活動をとおして、自分の成長と家族、家庭と家族関係、幼児の生活と家族について指導を行います。	こども未来課
育児体験（授業協力）	子育てふれあいセンターが中高校生を対象として、将来の自分の子育てについて考える講座を開設します。	こども未来課
地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」推進事業	他者と協力、協働して社会に参画する態度や自ら考え主体的に行動し問題解決する能力を育成します。また、多様な社会体験活動を通じ、生徒のキャリア発達を支援します。	学校教育課
自然学校推進事業	長期宿泊体験をとおして自分で考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する力や、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心を育むなど、「生きる力」を育成します。	学校教育課
青少年体験活動事業（長期休業中）	夏季等休業中の青少年に、多様な生活体験、社会体験、自然体験等、体験活動の場を提供します。	学校教育課

### (3) 地域交流を通じた学びの場の提供

#### 現状と課題

- 児童館事業「児童館まつり」と子育てふれあいセンター事業「子育てカーニバル」を、令和元年「たかっこフェスタ」として2施設共同で開催しました。地域の各団体等にもボランティアとして参加してもらい、子ども、家庭、地域が一体となり、個人・家族の枠を超えて交流する中で、ふれあいときずなを深める機会となりました。また、児童館では年間をとおして、各種事業を実施しています。
- 放課後子ども広場事業については、各小学校単位で活動しており、子どもの安全で安心な居場所づくりを支える地域の熱意あるボランティアを中心に活動しています。今後、小学校では英語が必須授業になり、授業時間が増える中で下校時間に併せたプログラムの検討とボランティアの後継者の育成が課題です。
- あったかわくわく子ども教室については、囲碁・将棋・茶道を行っていますが、少子化に伴い、子どもの参加人数が減少しているのが課題です。
- 地域特性を活かした学習プログラムの提供については、播州歌舞伎、杉原紙の卒業証書、播州柏、竜陣太鼓などのプログラムを児童生徒に提供できていますが、児童生徒への指導等教職員の負担が大きいため、学校業務改善の観点からも教職員の負担軽減を図ることが課題です。
- 敬老の日作品展については、高齢者を敬う優しい心を次世代につなげるとともに、「敬老の日」発祥のまちというオンリーワンの地域資源を全国にPRすることを目的に実施しています。

#### 取り組みと方向性

発達段階に応じた適切な生活・遊び・学びの場をとおして、子どもたちの「生きる力」を育み、豊かで快適な放課後を過ごせる環境づくりを推進します。

事業名	事業内容	担当課
児童館事業	児童の健康増進と情操を豊かにするために、わくわく体験教室、おもしろ理科教室やこども教室など、健全な遊びの場を提供します。	こども未来課
放課後子ども広場事業	放課後の小学校の運動場等を利用し、子どもたちの放課後における安心・安全な遊びの場を提供します。	こども未来課
あったかわくわく子ども教室	子どもたちに我が国の長い歴史と伝統のなかから生まれた伝統文化を体験・習得させる機会を提供します。	学校教育課
中学生と消防団の交流事業（スクラムハート）	中学生と消防団の交流をとおして地域の間人関係を深め、郷土を愛し、ともに支え合う地域づくりを進めます。	生活安全課
地域特性を活かした学習プログラムの提供	子どもたちの豊かな心を育てるため、播州歌舞伎、杉原紙、播州柏、竜陣太鼓など、伝統文化を学び、体験する機会を提供します。	学校教育課
敬老の日作品展	「敬老の日発祥のまち」多可町から全国に向けて「敬老精神」を発信します。	福祉課 生涯学習課 企画情報課

#### (4) 子どもや保護者の自主的な活動の充実・支援

##### 現状と課題

- 子ども会活動については、近年の子どもの減少にともない、各種イベントは、多可町子ども連絡協議会が主体となって実施しているところから、ミニサッカー大会など、集落内でチーム編成ができない場合は、ほかの集落と調整しなければならない。そのため、各集落子ども会、特に役員の負担が増えてしまうという弊害が生じているのが課題です。
- 進行する少子化等によって、ジュニアスポーツ協会等の各クラブの人数が激減しています。子どものスポーツへの親の関わりが負担であるため、クラブへの加入を悩むという声も聞きます。子どものスポーツへの動機づけを高めるために表彰制度を充実させて、それを子どもや保護者の間、さらには地域に広く周知していく必要があります。
- 青年グループ・サークル活動の支援については、青年団等は若者の減少や価値観の多様化から年々会員数が減少しているのが課題です。
- トップアスリートによるスポーツ教室については、各種団体の方と協議し、幅広い分野で教室を開催しています。子どもの数が減っていく中で、参加人数の減少が課題です。
- 社会参加促進事業については、障がいのある子どもがスポーツを通じて心身ともに成長していく機会として、多可町障がい者スポーツ大会と知的障がい者スポーツ教室があります。多可町障がい者スポーツ大会は、他の参加者と交流し親睦を深める良い機会になっています。知的障がい者スポーツ教室では、水泳教室があり、親睦を深め適度な運動をする良い機会となっています。多可町障がい者スポーツ大会と知的障がい者スポーツ教室ともに、障がい児の参加が増えないことが課題です。

##### 取り組みと方向性

多様な体験や交流をとおして、子どもや青少年の情操を高め、心豊かな人間性やリーダーシップを養うことを目的とし、自然体験、社会体験、運動・遊び、文化活動等、子どもの健全育成を促進し、子どもの豊かな社会性や人間性を育む活動の場を提供します。

事業名	事業内容	担当課
子ども会活動助成事業	子ども会単位で相互の交流と子どもの健全な育成を図るため、子ども会育成連絡協議会活動へ助成します。	各集落団体へ委任
ジュニアスポーツ協会等助成事業	スポーツを通じて青少年の身体と心を育てるため組織されているジュニアスポーツ協会等活動へ助成します。	生涯学習課
青年グループ・サークル活動の支援	青年団等の青年グループ・サークル活動を支援し、活動の活性化を図ります。	生涯学習課
トップアスリートによるスポーツ教室	国内外で活躍するトップアスリートによる講演、実技指導等を実施し、子どもたちに対する新たなスポーツへの取り組みを支援します。	生涯学習課
社会参加促進事業	スポーツ（レクリエーション）を通じ、お互いの交流と親睦を深め、体力の維持増進を図ります	福祉課

## (5) 親教育の場の提供

### 現状と課題

- 学習会・講演会については、相談内容や親子の様子から、学習会のテーマを検討するとともに、多方面からの視点で親育ちを支援していただけるような学びの場を提供しています。積極的に参加される方も多い中、ぜひ聞いて欲しいと思う方が参加できていないのが現状です。また、学習会を平日開催にしており、父親も含めた学びの場の提供ができていません。今後、父親も巻き込みながら、より多くの保護者に学びの機会に参加してもらえるような仕掛けづくりが課題です。
- 多可町PTA協議会では、例年PTCA子育てフォーラムを開催しています。子育てや人権などのテーマで講演や、各単位PTAの実践発表をとおしてPTA会員同士の交流を深めています。参加については、PTAを中心に150名前後の参加があり、学びに繋がっているものの、役員以外のPTA会員の自発的な参加や地域住民の参加が少ないのが現状です。
- 多可町民の集いについては、お互いの人権が尊重され、心ふれあうまちづくりへの意識を高めるため、多可町人権啓発協議会では年2回町民が集う場を設け、人権意識の普及と高揚を図っています。多可町民の集いには、毎回300人程度の参加者がありますが、いつも決まった方々の参加にとどまっているのが現状です。集落の住民学習会の参加者は全町民の約7%にとどまっており、いかに参加の輪を広げていくかが課題となっています。
- 全小中学校で「命の授業」を実施し、『いのちの大切さ』を実感させる教育を推進しています。また、小中学校で「赤ちゃん先生」のプログラムを実施する学校もあります。さらに、中学校では、人権教育コア・カリキュラムに基づき、家庭内の男女共同参画やデートDVの問題について学習を進めています。

### 取り組みと方向性

子どもの発達段階に応じた子育てに関する学びの機会をつくり、親育ちの過程を支えることができるような支援を推進します。

事業名	事業内容	担当課
学習会・講演会	認定こども園、保育所、小中学校、子育てふれあいセンター等が保護者を対象に子育てについて考える学習会・講演会を開催します。	学校教育課 こども未来課
多可町民の集い	お互いの人権が尊重され、心ふれあうまちづくりへの意識を高めるため、年2回町民が集い、人権意識の普及と高揚を図ります。	生涯学習課
『命の大切さ』を実感させる教育の推進	男女が協力して家庭を築くことや子どもを生き育てることの意義に関する教育を進めます。	学校教育課 こども未来課

## 〈基本目標2〉子どもの健やかな育ちを支える環境づくり

### (1) 小児医療等の充実

#### 現状と課題

- 地域医療体制の充実については、本町には、多可赤十字病院、のぎく療育福祉センターと診療所及び開業医9ヶ所、歯科診療所8ヶ所があり、町内の医療を担っています。
- 休日救急は、西脇病院内の西脇多可休日急患センターが外来患者の対応をしており、救急搬送は西脇消防署多可出張所、西脇消防署多可北出張所、西脇消防署多可南出張所が24時間対応していますが、小児救急に関する役割分担が今後の課題です。
- 子ども医療電話相談については、認知度が低いため、さらなる広報活動が必要です。

#### 取り組みと方向性

どこでも適切な医療サービスを受けられるよう、小児医療の充実に努めます。

事業名	事業内容	担当課
地域医療体制の充実	小児救急輪番制の堅持及び拡大に向け、北播磨圏域内の公立・公的病院や小児科医療機関、関係行政機関等との連携により、小児救急に関する役割分担や救急搬送を含めた救急医療体制の構築を目指します。	健康課
子ども医療電話相談	北播磨圏域や兵庫県の子ども医療電話相談窓口の普及啓発を図り、保護者の不安の解消や、適切な医療機関受診を目指します。	健康課

## (2) 妊産期から乳幼児期までの健康づくり支援

### 現状と課題

- 妊婦健康相談、家庭訪問については、保健師、栄養士等が母子健康手帳交付時の相談、家庭訪問、電話相談などを行っていますが、昨今、子育てに対し不安を感じられている妊婦が増えてきており、どんな悩みを抱えているか早い時期で把握するとともに適切に指導するのが課題です。
- 妊婦健康診査費助成、妊婦歯科健診については、妊娠届出の際、受診に関する説明及び受診勧奨を個別に行い、健康管理の重要性を伝えていますが、県内外の実施状況を参考にし、費用額及び実施方法等の見直しや、産後健診の実施等、母子の健康支援が課題です。
- こんにちは赤ちゃん訪問（新生児訪問）については、母子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対し、適切なサービスの提供につないでいますが、訪問を希望しない、不在等で未訪問の家庭があるのが課題です。
- 乳幼児育児教室・相談事業については、乳幼児をもつ家庭の課題を早期に把握し、必要であれば子育て支援サービスにつなげています。対象児の健康教育と育児相談を健康課と連携して事業を実施しており、個々の課題に応じた対応を実施しています。保護者からさまざまな相談があり、保健師等のスキルアップや人材確保が求められています。
- 発達相談については、健診等で継続的に支援が必要な乳幼児を対象に、小児科医師、言語聴覚士、心理士、理学療法士による発達相談を行っていますが、継続的な相談を続けていくためには、保護者にその重要性を理解してもらうことが不可欠です。
- 園巡回相談、園巡回後心理士相談については、こども園において、心理士園訪問によりこどもの特性等の早期発見と、支援への助言を行っていますが、こども園と連携を密にし、こどもの特性等を早期に発見することが課題です。

### 取り組みと方向性

妊産婦の不安軽減や心身の健康管理、産後の経過確認、新生児等の健全育成を促進するよう努めるとともに、産後の心身共に不安定で、子育てに戸惑いが大きい時期に、保健師・助産師等の専門職が丁寧に対応することで、心身の安定と育児不安の解消を図り、児童虐待の未然防止に努めます。

事業名	事業内容	担当課
妊婦健康相談、家庭訪問	保健師、栄養士による母子健康手帳交付時の相談、家庭訪問、電話相談などを行います。	健康課
妊婦健康診査費助成、妊婦歯科健診	妊婦健康診査（保険適用外分、上限 10 万円）、妊婦歯科健康診査（1 回分）にかかる費用を助成します。	健康課
特定不妊治療費助成	特定不妊治療にかかる費用（保険適用外）の一部を助成します。	健康課
不育症治療費助成	不育症の治療費に対し 150,000 円を上限に助成します。	健康課
新生児聴覚検査費助成	新生児聴覚検査費に対し 7,500 円を上限に助成します。	健康課

事業名	事業内容	担当課
こんにちは赤ちゃん訪問 (新生児訪問)	生後 4 か月までの赤ちゃんのいる家庭に保健師や助産師などが訪問し、身体計測や育児相談、子育て情報の提供などを行います。	健康課 こども未来課
産婦健康診査費助成	産婦健康診査の費用を助成します。	健康課
産後ケア費用助成	出産後、自宅に帰っても家庭からの十分な家事や育児などの援助が受けられない人等を対象に、産科医療機関等で受けられる産後ケア費用の助成を行います。	健康課
乳幼児健康診査 5歳児発達健診	4か月児、1歳6か月児、3歳児に対し内科検診、歯科検診、保健師・栄養士・歯科衛生士・心理士・家庭相談員による相談を行います。また、年度内に5歳を迎える児を対象に、医師・心理士・こども園の協力を得て5歳児発達健診事業を実施し、就学前の相談を行います。	健康課 こども未来課
乳幼児育児教室・相談	のびのび子育て相談や2か月児、離乳食教室、10か月児、2歳児教室などにより身体計測、保健師・栄養士・歯科衛生士による健康教育と育児相談を行います。	健康課
発達相談	健診等で継続的に支援が必要な乳幼児を対象に、小児科医師、言語聴覚士、心理士、理学療法士による発達相談を行います。	健康課
園巡回相談、 園巡回後心理士相談	こども園において、心理士訪問によりこどもの特性等の早期発見と、支援への助言を行います。	こども未来課 健康課
予防接種	感染症予防のために乳幼児・学童を対象に予防接種を行います。	健康課
小児インフルエンザ 予防接種費助成	小児インフルエンザ予防接種費に対し1回1,000円を上限に助成します。	健康課
乳幼児任意予防接種費 助成	乳幼児任意予防接種費（ロタウイルス、おたふくかぜ）に対し6,000円を上限に助成します。	健康課
風しん予防接種費助成	先天性風しん症候群の予防のため、妊娠前の女性や妊婦の同居家族の風しん予防接種費用の一部を助成します。	健康課
公費負担医療費助成	乳幼児等及びこどもの他公費負担医療制度に係る自己負担額を申請により助成（29年度～）	住民課

### (3) 相談支援

#### 現状と課題

〇こころの相談では、母子保健事業で家族との人間関係の悩みや育児不安などの訴えがあり、相談勧奨するケースが増えています。

〇多可っ子悩み相談事業については、「ひょうごっ子悩み相談」という兵庫県教育委員会の相談事業の多可町の窓口ということで、対応しています。毎年新学期に、児童生徒に配布している県教委の悩み相談カード、町広報の毎月のお知らせ、多可町独自のカードも配布して周知するよう努めています。相談については、十分に話を聞き、適応教室の指導員、保健師、スクールカウンセラーなどの関係機関へつないだり、当該学校の校長に報告しながら、状況が改善するよう取り組んでいます。また、個別のケース検討会など、より具体的に関係機関が集まって具体的な取り組みを協議することもあります。

#### 取り組みと方向性

さまざまな問題を未然に防止し、早期に発見するため、相談・支援体制の構築・強化を図ります。

事業名	事業内容	担当課
こころの相談	育児や人間関係などさまざまな悩みについて、心理カウンセラーが相談に応じます。	健康課
こころの健康教育	小学校1年生から中学校3年生までの9年間をかけ、ストレスを受けたときの正しい対処法を身につけていく。	学校教育課
多可っ子悩み相談事業	多可っ子悩み相談窓口を開設し、不登校、友人関係や進路などでの児童・生徒や保護者の相談に応じます。	学校教育課

## (4) 食育の推進

### 現状と課題

- 食育事業・食育教室については、食を通じて、食習慣や地域等を理解すること、そして自然の恵みや勤労の大切さなどを理解することが重要です。こうしたことを踏まえ、児童・生徒が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう、学校給食センターでは学校と連携しながら積極的に食育事業に取り組んでいます。
- 本町の特産物を使った料理教室では、主菜、副菜、汁物がそろった日本式の食事をつくり、正しい配膳の仕方などを学ぶ機会としています。
- 1人で食べると品数が少ない傾向があります。共食をすることで品数が増えバランスが良くなります。平成30年度は学校と協力しながら声かけすることで、本人や親も意識し、朝ごはん摂取アップにつながっています。
- 学校給食センターでは、栄養教諭による食に関する指導等の充実に取り組み、また、食育の生きた教材となる学校給食の充実を図るため、より一層、地域の野菜や米など地場産物の活用の充実を進めています。
- 栄養指導の充実については、家庭の食事環境の影響により児童・生徒の食に関する知識が少ないように感じられます。今後、学校での食育事業が更に重要になり、食に関する知識への理解を深めるための取り組みがより一層必要です。

### 取り組みと方向性

心身の健全な成長の基礎となる「食」について、親のみならず、子どもたちにも正しい情報・知識を提供するとともに、地元でとれた野菜等の安全性や栄養に配慮した食事をとる生活習慣を身につけていくことを支援します。

事業名	事業内容	担当課
食育事業・食育教室	食育通信や「たかTV」での食育番組などを通じて、朝ごはんの大切さや健全な食生活のポイントの啓発を図ります。また、調理実習をとおして食育の大切さを伝えるため、いずみ会と協力し、食育教室を開催します。栄養士が子育てふれあいセンターや認定こども園、小中高学校等へ出向き、関係機関と協力して教室や相談など学習の場づくりや活動支援を行います。	健康課
学校給食の充実	学校給食を通じ、児童生徒に「食」の大切さを学ばせ、健康の確保を図ります。	教育総務課
栄養指導の充実	栄養教諭、栄養士により、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進します。	教育総務課 健康課

## 〈基本目標3〉子どもが安心・安全に成長できる環境づくり

### (1) 地域防犯力の向上

#### 現状と課題

- 見守り・安全巡回パトロールについては、シルバー人材派遣センターに委託し、平日の毎日及び、始業式、終業式（修了式）、入学式、卒業式の学校行事、長期休業中について、小中学生の下校時刻を中心に、交通安全及び不審者対策、獣害対策等については、青パト巡回の見守り活動を行っています。
- 少子化や子どもたちの生活様式が屋内におけるゲーム等に変化し、屋外での子どもたちの活動は多くなく、非行等の問題行動はほとんど見られません。したがって、補導としての課題は多くはないものの、有害ゲーム等のバーチャルに浸る子どもたちの心のあり方等やSNSとの適切なつきあい方等について、原体験等の機会を設けるなど、人間性の涵養についての取り組みが必要です。
- 青少年問題協議会の啓発事業については、毎年10月に、補導委員会、青少年問題協議会、学校関係機関、町内各種団体を対象に、青少年健全育成大会を開催し、青少年の健全育成に関する課題について、講演等による啓発活動を進めています。
- いじめ問題は、人権尊重の観点からも、未分化な青少年の育成の観点からも、許されない行為です。本町においても、学校教育を中心に、いじめアンケート（学校生活相談シート）の活用、ストレスマネジメント学習等の取り組みを中心に、いじめの未然防止、早期発見、早期対応、再発防止に学校組織を挙げて取り組んでいます。学校と地域がいっそう連携し、心豊かな青少年の健全育成に向けた確実かつ継続的な取り組みが必要です。
- 量販店巡回補導については、北播磨統一行動として、7月と12月に、西脇市及び多可町内の量販店を対象に万引き防止キャンペーンを行い、チラシ配布による啓発活動及び店主等への聞き取りによる情報収集により必要に応じて対策を講じています。
- 交通安全教室、防犯体制の充実、消費者教育講座については、子どもから交通事故や犯罪、ネット・詐欺被害を防止するためには、子どもが自分を守るために必要な「自助」の能力を身に付け、知識を持つことが重要であり、警察等の専門機関だけでなく、地域ぐるみで子どもを見守る体制づくりが大切です。
- 公園の安全点検については、本町では、町内の都市計画公園において、公園遊具等の定期点検を的確に行っています。町内の都市計画公園では、遊具の老朽化が進んでいるため、定期点検結果をもとに、危険な遊具については修繕・撤去を行っています。

#### 取り組みと方向性

子どもが安心して暮らすことができる環境をつくるため、地域ぐるみであいさつ運動の展開や、見守り体制を確立するとともに、警察との連携を強化し、犯罪発生の抑止力を高めます。また、子ども自身が自らの安全を守ることができるよう、交通、防災、防犯意識を高める指導を充実します。

事業名	事業内容	担当課
見守り・安全巡回 パトロール	1年を通じて、保育所から中学校までの施設内・周辺及び通学路、地区の公園等をパトロールし、子どもたちの安全確保を図ります。	学校教育課
青少年問題協議会の 啓発事業	「地域の子どもは地域で守り育てる」を合い言葉に、携帯電話やインターネット等の有害情報の対策や、薬物乱用防止の啓発など、地域をあげて青少年の健全育成に取り組みます。	学校教育課
量販店巡回補導	女性補導委員を中心に、町内量販店を訪問し、万引き防止活動及び情報交換を行います。	学校教育課
交通安全教室	認定こども園、小中学校を対象に教室を室施します。	生活安全課
通学路の安全点検	P T A、集落とともに、通学路の安全点検を行います。危険箇所や、改修要望箇所を最大3箇所ピックアップし、学校教育課へ報告します。	学校教育課
防犯体制の充実	町の防犯灯設置基準に従い、町が管理する防犯灯の設置及び集落が管理する防犯灯を設置した場合は集落に対して補助します。	生活安全課
公園の安全点検	都市計画公園内の遊具の点検を行います。	建設課
消費者教育講座	ネット・詐欺被害防止、金融教育など、学校園・P T Aの要請に応じ、講師を派遣します。	生活安全課

## (2) 安全な環境づくりの推進

### 現状と課題

- 交通安全施設の整備については、子どもが安心して道路を利用できるよう、町内道路の点検を行い、危険箇所には交通安全施設や道路標識などを整備するとともに、施設の維持管理を適切かつ継続的に実施していくことが重要です。
- 児童生徒の登下校時を狙った犯罪が後を絶たない現状から、交通安全を対象にした点検と、防犯の側面での点検を求められています。令和元年度、滋賀県大津市で未就学児を巻き込む死亡事故が発生したことにより、未就学児が通行する道路の安全点検も同時に行うようになりました。これにより、子ども未来課も合同点検に参加するようになり、さらに大がかりな体制による点検を行うようになっていきます。
- 町内の都市計画公園では、遊具の老朽化が進んでいるため、定期点検結果をもとに、危険な遊具については修繕・撤去を行っています。それに対して、各公園において新規の遊具の設置は難しいのが現状です。
- 学校園の遊具の調査点検及び整備については、小中学校については、個々の施設設備について安全点検を継続的かつ計画的に実施しています。また、老朽化した施設については、中長期整備計画を元に改修を推進しています。平成31年4月1日から、町内の認定こども園（5園）、小規模保育事業所（1園）がすべて民間園になり、点検及び整備については、民間園が行いますが、法令に定めてある定期点検を実施していただくよう、各園に促す必要があります。

### 取り組みと方向性

道路や公園など子どもの身近な環境の安全性を高めるため、計画的な環境整備に努めます。

事業名	事業内容	担当課
交通安全施設の整備	危険箇所等にカーブミラー、交通標識を設置します。	生活安全課
「多可町通学路安全プログラム」にかかわる通学路合同点検	各校から通学路改修要望箇所を取りまとめ、関係部局（西脇警察、土木事務所、生活安全課、建設課、学校教育課）が合同で、要望箇所の点検を行います。その後、通学路安全推進会議を行い、対策箇所の絞り込みを行います	学校教育課
公園の整備	都市計画公園内の危険箇所の整備を行います。	建設課
学校園の遊具の調査点検及び整備	学校の遊具の状況調査点検及び整備を行います。平成31年4月から公立の幼稚園（2園）、公立の保育園（2園）が民間の認定こども園等に移行したため、点検及び整備については、民間園が行います。	教育総務課 子ども未来課

## 〈基本目標4〉ワーク・ライフ・バランスの推進

### (1) 男女共同参画への啓発

#### 現状と課題

○女性のチャレンジ支援については、少子高齢化の進展や共働き世帯が増加し、今後、育児や介護といった家庭生活における男性の役割が増加する中で、男女がともに仕事と生活を両立しつつ、その個性と能力を発揮して活躍できるよう、これまでの働き方を抜本的に見直す必要があります。

○家庭生活へ男性の参加を促す意識の啓発については、少子高齢化が進み、町民のライフスタイルが多様化する中、あらゆる分野において女性の活躍を推進するには、特定の活動の選択に対し、中立的でない社会制度が存在する場合、その見直しを図っていくことが必要です。

#### 取り組みと方向性

男女がともに社会的・家庭的責任を担えるよう、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）についての啓発を行うとともに、働き方の見直しや子育て支援の充実を図ります。

また、関係機関と連携し、各種制度の周知を図るとともに、情報提供・相談体制の充実を図ります。

事業名	事業内容	担当課
女性のチャレンジ支援	女性の継続就業や、結婚・出産を機に退職し再び就職や地域活動などにチャレンジする女性を支援するため、各種セミナーの開催や情報提供を行います。	生涯学習課
家庭生活へ男性の参加を促す意識の啓発	家庭における固定的な性別役割分担を見直し、男女がともに協力し合える家庭を築いていけるよう、家事・子育て・介護に関する講座を実施します。	生涯学習課

## (2) 仕事と子育ての両立支援

### 現状と課題

- 就労支援と就労機会の創出については、「出前チャレンジ相談」「女性のための働き方セミナー」など各種セミナーの開催や情報提供を行っていますが、参加人数が少ないのが課題です。
- 共働きの家庭で教育・保育、学童保育を必要とされる児童の受け皿について、就学前児童は、認定こども園等と連携し、一時預かり事業、延長保育事業を実施し、長時間勤務の家庭にも対応すねように努めています。学童保育についても、土曜日利用、長期休暇の開所時間を、午前8時から午前7時30分に早めるなど、仕事と子育ての両立支援に努めています。

### 取り組みと方向性

就労を望む子育て中の母親の生活形態に応じた就労支援に努めるとともに、多様化する保育ニーズに柔軟に対応し得る保育環境の整備と充実を進めます。

事業名	事業内容	担当課
就労支援と就労機会の創出	女性の継続就業や、結婚・出産を機に退職し再び就職や地域活動などにチャレンジする女性を支援するため、「出前チャレンジ相談」「女性のための働き方セミナー」など各種セミナーの開催や情報提供を行います。	生涯学習課 こども未来課

## 〈基本目標5〉さまざまな家庭の状況に応じたきめ細やかな支援の推進

### (1) 子どもの権利擁護・児童虐待防止

#### 現状と課題

○毎月1日を「いのちと人権の日」と定め、多可町子ども憲章を唱和したり、人権に関する講話等をする等、子ども憲章の内容について考え、具現化を図る機会を設けていますが、町民の方への認知不足が課題です。

○人権尊重の重要性の理解を深めるため、各学校園と協力して、啓発人権作文、詩、ポスター等の募集と表彰をしています。また、人権についてのグループ討議も中学校では活発にしています。

○児童虐待防止啓発事業、要保護児童対策地域協議会については、個別ケース検討会議等において、各関係機関との連携を図りながら役割分担をし、支援を行っています。さらに、支援体制を強化するため、支援拠点の立ち上げを推進していくことが課題です。また、児童虐待防止のリーフレット配布や広報誌への記載等、啓発活動も行っており、通告が入った場合は迅速に対応するようにしています。しかし、相談件数の増加や相談内容が複雑化しており、現在の家庭相談員1名体制では、きめ細かな対応が難しくなっていることから、人員増による体制強化や、これまで以上に各関係機関との連携強化が求められています。

#### 取り組みと方向性

児童虐待の発生予防の観点から、子育てに関する不安の軽減や、親の孤立防止、親同士の交流の促進などを進めることが必要です。妊娠期から、出産、子育て期までの切れ目のない相談支援や子育てなどの悩みの相談や情報提供を行うとともに、関係機関と連携し、あらゆる世代に対して、正しい知識を理解するための教育や広報、啓発活動を進めます。

また、児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応、再発防止等のために、児童相談所や民生委員・児童委員などの関係機関の連携を強化するほか、産後うつの早期発見・早期支援を行うため産科医療機関ともより一層の連携を進めます。

事業名	事業内容	担当課
子ども憲章の具現化	あらゆる場で子ども憲章の啓発を行い、具現化を図ります。	学校教育課
子どもの人権作品の募集と表彰	作品づくりをとおして人権尊重の重要性の理解を深めるため、各学校園の子どもたちに人権作文、詩、ポスター等の募集と表彰を行います。	生涯学習課
児童虐待防止啓発事業	児童虐待の防止リーフレットや対応マニュアルを活用し、虐待の発生予防及び早期発見、迅速な対応への啓発を行います。	こども未来課
要保護児童対策地域協議会	子どもの健全な養育を支援するため、関係機関の連携を強化し、個別ケース検討会議等による情報交換及び子どもや保護者を支援する体制をつくります。	こども未来課

## (2) 障がいのある子どもと家庭への支援

### 現状と課題

- 障がい児タイムケア事業については、毎年 10 名前後の障がい児が利用しています。教室で読書や宿題をしたり遊んでいることもあれば、敷地内の広場で元気に遊んでいることもあります。下校後の活動の場として機能していて、保護者の就業も支援しています。
- 障がい児保育事業については、町内の認定こども園全園（5園）で、特別児童扶養手当支給対象児童及び軽度発達障がい児童に対する保育士の加配を配置いただいています。昨今、障がいが多様化していることから、より専門的な知識が求められています。
- サポートファイル作成事業については、保護者と学校園、医療機関、こども未来課、学校教育課、健康課などの関係機関が連携し、お子さんの発達特性に合わせた支援のためのツールとして作成しています。近年は高校や大学などの進学の際にも活用されるケースが増えてきており、一層の啓発・活用推進に取り組む必要があります。
- 発達支援連絡会議については、心身の発達に遅れのある乳幼児やその疑いのある乳幼児及びその保護者、並びに障がい児（者）及びその家族に対して、乳幼児期から学齢期、就労までの総合的な支援方策、支援体制について協議します。
- 障がい児短期入所事業については、障害福祉サービスの1つである「短期入所」として提供されています。障がい児も障がい者と同様に必要なときに支給決定を受けて利用されています。
- 障がい児等療育支援事業については、多可町の福祉課、健康課、医療機関、家族等の連携のなかで療育に関する相談や訓練が必要と判断した子どもを医療福祉センターのぎく等で実施している療育相談や療育訓練につなげていくものです。健康課の保健師を中心に各種の健診などのタイミングで連携が図られています。教師には力量の差があり、特別支援教育について経験豊かな教師が存在しない学校では、的確なアセスメントに至らず、適切な支援とならないケースに陥る危険性があることが課題です。
- 園巡回相談、園巡回後心理士相談については、心理士による訪問相談を行い、障がい等への指導助言を行っています。支援が必要な児童が多く、フォローしきれない場合もあるので、他の専門機関も利用したり、園内での障がい児保育を充実させたりして対応していく必要があります。
- 発達相談については、健診等で継続的に支援が必要な乳幼児を対象に、小児科医師、言語聴覚士、心理士、理学療法士につなげ発達相談を行っています。
- 教育支援委員会については、障がいのある子どもが適切な支援に繋がるよう、こども園、キッズランドと情報交換会を実施している。また、特別支援級在籍児童生徒に対し、1人ひとりのニーズに応えられる（合理的配慮の提供をする）よう各学校で取り組んでいます。例えば、教員に対し、北はりま特別支援学校からコーディネーターを派遣してもらい、的確なアセスメントができるよう研修しています。

### 取り組みと方向性

障がい児とその家族の支援については、町内の関係機関や県の専門機関と連携を取りながら、一人ひとりの特性や支援ニーズ、家庭等の状況に寄り添った、きめ細やかな支援を行います。

事業名	事業内容	担当課
障がい児タイムケア事業	障がいのある児童及び生徒の下校後の活動の場を確保するとともに、保護者の就業支援等を図ります。	福祉課
障がい児保育事業	特別児童扶養手当支給対象児童及び軽度発達障がい児童に対する保育士の加配を行っている園に補助を行い、障がい児保育の推進と充実を図ります。	こども未来課
サポートファイル作成事業	支援を必要とする児童・生徒のライフステージに応じた継続的な支援を行うため、サポートファイルを作成し、活用を推進します。	健康課 こども未来課 学校教育課
発達支援連絡会議	心身の発達に遅れのある乳幼児やその疑いのある乳幼児及びその保護者、並びに障がい児（者）及びその家族に対して、乳幼児期から学齢期、就労までの総合的な支援方策、支援体制について協議します。	健康課 福祉課
障がい児短期入所事業	障害福祉サービスとして提供しており、障害児も障害者と同様に、介護者が疾病等の理由で介護することが困難な場合に、一時的に施設に入所するものです。	福祉課
障がい児等療育支援事業	医療福祉センターのぎく等で、療育相談、療育訓練を実施します。	福祉課
園巡回相談、園巡回後心理士相談	心理士訪問によるこども園における発達障がい児等の早期発見と、支援への助言を行います。	こども未来課 健康課
発達相談	健診等で継続的に支援が必要な乳幼児を対象に、小児科医師、言語聴覚士、心理士、理学療法士による発達相談を行います。	健康課
教育支援委員会	小中学生における特別支援教育を必要とする児童・生徒の就学及び指導に関し、専門家等で審議します。	学校教育課

### (3) 家庭の経済状況等に関わらず、子どもが健やかに育つための支援

#### 現状と課題

- 非正規雇用労働者やひとり親等、生活上の困難に陥りやすい方が増加している中で、セーフティネットの機能として、貧困等生活上の困難に対応するとともに、貧困等を防止するための取り組みが重要です。また、貧困等の世代間連鎖を断ち切るためにも、生活困窮世帯の子どもへの教育支援等、個人の様々な生き方に沿った切れ目のない支援が求められます。
- 福祉医療助成事業及び公費医療自己負担助成事業については、特に、乳幼児等、子ども福祉医療では約9割が該当し、子育て世代の経済的負担の軽減を図るため、県基準の自己負担金を町が独自で助成することで、中学3年生までの医療費無料化を実現しています。また、子育て支援のさらなる充実として、平成29年度から他公費で治療を受けた場合の自己負担を無料化しています。
- 小・中学校では兵庫県教育委員会と連携し「子ども多文化共生サポーター」を派遣したり、町教育委員会として「スクールアシスタント」を配置する等、外国につながるを持つ児童生徒の学習支援を行っていますが、「多文化共生サポーター」は派遣年限が短く、派遣が切れた後のサポート体制が課題です。今後、外国人労働者等が増え、認定こども園等に通う外国人児童も増えることが予想されるため、各園と連携を密にし、個々の児童について、何が必要な支援なのかを把握し、適切な支援を検討します。

#### 取り組みと方向性

幼児教育・保育の無償化をはじめ、児童手当の支給など、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図ります。ひとり親家庭を対象としたセミナーの開催やハローワークの出張相談を開催するなど、相談や情報提供の機会を充実するとともに、児童扶養手当など、ひとり親家庭の生活の安定を図るための経済的支援を行います。

また、外国につながる子ども（両親またはそのどちらか一方が、外国出身者である子ども）が円滑に教育・保育等の利用ができるよう、保護者などへの支援を行います。

事業名	事業内容	担当課
公費医療自己負担助成事業	乳幼児等及びこどもの他公費負担医療制度に係る自己負担額を申請により助成（平成29年度～）	住民課
福祉医療費助成事業	乳幼児等・子ども・母子家庭等の18歳までの児童に係る医療費を助成します（乳幼児・子どもは、一部負担金無料）。	住民課
児童扶養手当による支援	父又は母と生計を共にできない児童が養育されている家庭の生活の安定と自立を助け、児童の健全育成を図るため、児童の父又は母若しくは父又は母に変わってその児童を養育している方、あるいは父又は母が極めて重度の障害がある家庭の親に支給します。	福祉課
外国人児童生徒教育の推進	外国につながるを持つ児童生徒が、学校生活を円滑に過ごせるよう、また、日本語で教育内容を理解できるように支援を行い	学校教育課 こども未来課

	ます。	
--	-----	--



## 実現方策

本計画を実効あるものとするため、次の取り組みを実施します。

### 1 推進体制の確立

本計画の推進は、行政だけでなく、さまざまな分野での関わりが必要であり、家庭をはじめ、認定こども園、保育所、学校、地域、その他関係機関・団体等との連携・協働により取り組んでいきます。

### 2 情報提供・周知

本町では、子育て支援に関する情報及び利用方法などを広報や町のホームページを活用して公開し、住民に対する広報・周知の充実に努めてきました。

今後も、本計画の進捗状況や町内の多様な施設・サービス等の情報を、広報媒体やインターネット、パンフレット等の作成・配布等を通じて、周知・啓発に努めます。

### 3 広域調整や県との連携

子ども・子育てに関する制度の円滑な運営を図るためには、子どもや保護者のニーズに応じて、認定こども園、幼稚園、保育所等の施設、地域子ども・子育て支援事業等が円滑に供給される必要があります。そのなかで、保育の広域利用、障がい児への対応など、町の区域を越えた広域的な供給体制や基盤整備が必要な場合については、周辺市町や県と連携・調整を図り、今後もすべての子育て家庭が安心して暮らせるよう努めていきます。

### 4 進行管理

計画の実現のため、計画に則した事業がスムーズに実施されるよう管理するとともに、計画の進捗状況について需要と供給のバランスがとれているかを把握し、各事業の実施状況及び成果を点検・評価し、検証していく必要があります。

このため、年度ごとに多可町子ども・子育て会議にて、施設の状況や事業の進捗状況等の把握・評価を行います。



## 資料編

### 1 平成 30 年度子ども・子育て支援にかかるニーズ調査結果の概要

#### (1) 調査の目的

「多可町子ども・子育て支援事業計画」は、平成 27 年度から平成 31 年度を第 1 期として策定しています。令和 2 年度からの次期計画策定にかかる資料とするため、家庭における子育てに対する生活実態や教育・保育・子育て支援に関する利用状況などのアンケート調査を実施しました。

#### (2) 調査の概要

- 調査地域：多可町全域
- 調査対象者：①多可町内在住の「就学前児童（0～5歳）」をお持ちの世帯・保護者（就学前児童調査）  
②多可町内在住の「小学生（1～3年生）」をお持ちの世帯・保護者（小学生調査）
- 調査期間：平成 30 年 10 月中旬～10 月 26 日（金）
- 調査方法：①630 件のうち、441 件については町内の認定こども園、保育所、キッズランドを通じて配布回収を行い、189 件については郵送による配布・回収を行いました。  
②町内の小学校を通じて配布・回収を行いました。

●回収結果：

調査の種類	配布数	回収数	回収率
①就学前児童調査	630	463	73.5%
②小学生調査	460	428	93.0%
合計	1,090	891	81.7%

## 2 多可町子ども・子育て会議委員名簿

(順不同・敬称略)

区分	選出区分	委員氏名	所属等	備考
1号	学識経験者	鈴木正敏	兵庫教育大学	
		木俣美代子	元キッズランドかみ所長	
2号	保護者代表	安平光宏	みどりこども園保護者	
		岸本瑠衣	四恩こども園保護者	
		藤田由紀	キッズランドかみ保護者	
		門脇佳織	キッズランドやちよ保護者	
3号	学校園代表	荻野隆之	中町南小学校長	
		高橋邦栄	みどりこども園長	
		清水谷善道	あさかこども園長	
		藤本泰子	四恩こども園長	
		原しのぶ	キッズランドかみ園長	
		日下部智子	キッズランドやちよ園長	
4号	地域・関係機関代表	中川利彦	区長会	
		高見博	民生委員児童委員協議会	
		岡本美紀	子育てふれあいセンター	

### 3 多可町子ども・子育て会議の経過

<平成30年度>

月日	回数	内容
7月3日	第16回	<p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 町内保育施設・幼稚園在籍数について</li> <li>2) 放課後児童クラブ事業の利用状況について</li> <li>3) 子ども・子育て支援事業計画における重点目標の進捗状況について</li> <li>4) 公私連携によるキッズランドの運営（民営化）について</li> <li>5) その他</li> </ol> <p>協議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 第二期子ども・子育て支援事業計画策定に向けての課題について</li> </ol>
12月18日	第17回	<p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 病後児保育事業の廃止について</li> <li>2) 子ども・子育て支援にかかるニーズ調査の実施及び調査票について</li> <li>3) 平成31年度保育施設等入所説明会の開催等について</li> <li>4) 多可町保育施設入所選考基準要綱の制定について</li> <li>5) 公私連携によるキッズランドの運営（民営化）について</li> </ol> <p>協議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 子育てふれあいセンターの移転について</li> </ol>
2月21日	第18回	<p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 子ども・子育て支援にかかるニーズ調査結果報告</li> <li>2) 新規開設予定の認定こども園における利用定員について</li> <li>3) 平成31年度教育・保育施設入園申込状況について</li> <li>4) 平成31年度放課後児童クラブ申込状況について</li> <li>5) 平成31年度保育料（利用者負担）について</li> </ol> <p>協議事項</p>

<令和元年度>

月日	回数	内容
5月28日	第19回	報告事項 1) 町内保育園部・幼稚園部在籍数について 2) 放課後児童クラブ事業の利用状況について 3) 公私連携による両キッズランドの運営状況について 4) 第二期子ども・子育て支援事業計画策定について 協議事項 1) 第二期子ども・子育て支援事業計画策定について
10月29日	第20回	
	第21回	